

○午前10時開議

○議長（渡辺ゆういち君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（渡辺ゆういち君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

まつざわ 和昌 君

筒井 ようすけ 君

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より、録音、録画、写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○議長（渡辺ゆういち君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1

一般質問

一昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

えのした正人君。

〔えのした正人君登壇〕

○えのした正人君 本日は、私の地元は後地小学校の皆様、ようこそ本会議場にお越しくださいました。もしかすると、皆さんの中から未来の品川区議会議員が誕生するかもしれませんね。

これから、地域の方々から頂戴したお声を区政に働きかけるべく、品川区議会自民党・無所属の会を代表して一般質問を行います。ぜひ前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まずは、環境美化についてお伺いします。

私も平和を願う者の一人です。平和を象徴するシンボルとしてハトやオリーブがよく用いられ、その意味合いは世界共通ですが、これは、旧約聖書の創世記に登場するノアの箱舟の物語に基づくようです。ある日、ノアが大洪水から家族を守るために箱舟を建設し、その箱舟に家族や地球上にいた全ての動物を乗せて海に出て、大洪水が収まるのを待ちました。地上の様子を調べるため、ノアはハトを飛ばして、水が引いた安全な場所があるか確認に行かせました。大洪水の7日後にハトがオリーブの葉を口にくわえて戻ってきた。さらに7日後にハトを飛ばすと、ハトは戻ってきませんでした。ノアは地上が復活したと知ります。つまり、世界に平和が訪れたのです。

そんな平和の象徴のハトですが、残念ながら、地域の平和はそのハトのふん害に乱されています。令和4年決算特別委員会、令和5年一般質問でもハトのふん害についてお伺いしていますが、ご答弁では、ハトは大変繁殖力も強く、また帰巢本能が強いことから、ふんをそのままにすると、安住の地と認識して繰り返しそこに寄り、さらに仲間が寄ってくる習性がある。また、ふんの量がほかの鳥と比べて多いのも特徴で、ふんが堆積してしまいます。

先日、地域のマンション組合の理事長さんから、共用部分にハトの巣ができてしまい、撤去費用とし

て10万円ほどかかる。撤去しても、またハトが入らないように対策すると、ハトよけネット取付け費用が50万円ほどかかる。しかし、居住者からは、マンションの外観が悪くなる、また窓から見える景観にも影響を受けるとの声もあり、ハトよけネットを取り付けできない可能性もある。そうなると、ハトの巣ができるたびに撤去費用として毎回10万円がかかってしまい、悩んでいる。しかも、その費用はマンションの修繕積立金から捻出するしかない。

また、地域の方からも、餌を与える人もいるし、毎日ハトのふんの道路清掃が大変で切れない。高齢なので、家の2階の室外機などは危険で掃除ができない。業者を紹介していただいたが、高額でお願いできない。

令和4年までに武蔵小山商店街は、ハトのふん害対策に300万円弱の費用をかけたと決算委員会でもお伝えしましたが、その後もハトのふん害被害は続いており、増える傾向にあります。苦情も多く寄せられており、令和5年7月には、さらにハトよけネット、針状のバードスパイクの対策費用でさらに120万円も出費しています。出費もさることながら、ネットやスパイクは商店街アーケード内の明るい雰囲気、景観を損ねることもあり、苦肉の策として取り付けたとのこと。やはりハトの習性どおりで、特に荏原地域ではハトが非常に増えてきていると実感しております。

令和4年11月決算特別委員会では、ハト・カラスへの給餌による被害防止条例についても質問いたしました。お隣の大田区では、令和4年4月に条例が施行されました。また、令和5年、今年の4月には、またお隣の港区で、給餌によって集まる動物のふん、鳴き声等の被害をなくし、環境美化を推進するため、環境美化条例が改正されました。改正内容は、公共の場所で給餌により餌やふんの放置、動物の騒音など悪影響を生じさせてはいけません。

公共の場所で給餌による悪影響を生じさせた者に対しては、環境美化条例に定める指導、勧告等の規定を適用しますと示されております。今回さらに港区で条例が施行されたことにより、大田区と港区に挟まれている品川区にハトが多く集まってくる、また餌やりの人が集中して訪れる可能性が高まり、ふん害被害の増加が懸念されます。

以前のご答弁では、区民からの相談に応じての注意、看板の設置、パトロールなどを実施して対応している。また、商店街の被害などにはさらに工夫を凝らしながら綿密に対応したい。また、条例も他区の動向を注視する。ハト被害対策の補助金については今後の検討事項と、こちらも前向きなご答弁をいただきました。区のお考えをお知らせください。

その昔、品川区史をひも解くと、江戸時代、初代の徳川家康から鷹狩りをよく行っていました。3代家光も品川を訪れ、8代将軍吉宗の時代を迎えて、江戸のお狩り場は葛西、戸田、中野、目黒、品川の6筋に分けられ、また、御殿山にあった品川御殿では歴代将軍が鷹狩りや茶会をしており、よく品川区辺りで鷹を放っていたようです。

鷹狩り文化は、人類の遺産として2010年にユネスコの無形文化遺産に登録され、今では世界24カ国が登録されています。日本書紀には、西暦355年に仁徳天皇が狩りをしたと記載されており、古来から伝統的に鷹狩りをしてきた歴史があり、鷹はハトにとって天敵であるため、効果的な被害対策が期待できます。鳥たちを傷つけることなく追い払い、天敵のいる場所だと認識を植え付ける対策です。品川の郷土愛から伝統の技を現代に生かし、鷹匠によるハト被害対策はいかがでしょうか。

ハトよけネットなどハード対策と比較してのコスト、環境に配慮し、美観を損ねない等メリットがあります。また、地域の皆様や子どもたちに鷹の飛翔のデモンストレーションを行うなどのイベントも、鷹匠の追い払い対策の理解を深め、また、品川の歴史や伝統に触れていただくよい機会になると考えま

す。

また、カラスおよび外来種対策事業のカラス対策では、カラスから威嚇攻撃を受けている場合、巢の撤去を行っていますが、それ以外のハト等ほか野鳥の巢の撤去、野鳥の駆除は行っておりません。これは、ハトが鳥獣保護法で保護されており、行政とはいえ駆除ができないことも理解しております。区のホームページ、カラスに関するよくある質問にも、現在カラスは生息数が増え過ぎて、様々な被害をもたらしているとあります。

今年4月のニュースでは、カラスによる被害が都会で増えている。カラスなどの生態に詳しい鳥類学者の樋口広芳東京大学名誉教授は、コロナ明けでレストランが一斉に開業し、生ごみが大量に出て、それをカラスが群れで食べに来る。去年の春よりもごみが増えた都会は、カラスにとって絶好の環境になっていると言います。私も、地域の方からカラスがごみを荒らして何度も掃除している、防鳥ネットは購入したが、少しの隙間からでもごみをあさられてしまう。ハトのふん害被害同様にカラスなどがごみを散らかし、地域の公衆衛生や景観などの問題を起こしており、地域の方は大変困っております。

鷹は、猛禽類の食物連鎖の頂点であり、動物本来の特性を生かした害鳥対策です。カラスも鳥類ですから、鷹匠による追い払い対策は非常に有効だと考えます。先日、行政視察でお伺いした歴史のまち・長崎市では、まち歩きガイドの方から、「長崎市はトンビがいるから、ハトやカラスがいないのです」と伺い、確かにまちではハトやカラスを見かけることはなく、景観もとてもきれいで美しかったです。

品川区でも、歴史と伝統を未来につなぐまちづくりとして、今までの対処療法的な対策が多かった中で、予防的な取組として現場の即応性が高く、化学物質の散布などを行わない自然の摂理にのっとった対策として、まずは試行して検証を重ねる価値は高いと考えます。地域の平和を願い、ノアの箱舟の物語のようにハトやカラスが安住の地に飛び立ち、ほかの場所で幸せに暮らし、地域に舞い戻ってこないようお願いながら、区のご見解をお伺いします。

次に、防災についてお伺いします。

今年、1923年9月1日に発生した関東大震災から100年を迎え、既に今は101年目に入りました。文部科学省地震調査研究推進本部によると、世界の面積に占める日本の割合は僅か0.28%のところ、世界の占める日本の地震発生割合は、マグニチュード6.0以上の地震回数では、2004年から2013年の9年間だけでも1,629回のうち302回も発生し、18.5%と非常に高い割合になっており、やはり日本は世界有数の地震多発国と言えます。

私は、東日本大震災で宮城県石巻市のおじを津波で亡くしました。その当時、父親と災害物資を車で運び、ボランティアに行きましたが、現実とは思えない光景を目の当たりにし、今でも強く脳裏に焼きついております。今年に入り、防災区民組織本部長の立場から町会独自の防災マップを作成。品川区防災フェア、横浜市民防災センター、戸越銀座商店街まちなか防災フェスティバル、神奈川県大師河原水防センター、東日本大震災の影響で甚大な被害が出た岩手県田老地区の現状や当時の現状を伝え学ぶ防災では、防潮堤、津波遺構、たろう観光ホテル、新潟県中越大地震の経験と教訓を伝えるおぢや震災ミュージアムそなえ館、やまこし復興交流館おらたるを視察。また、しながわ防災学校一般向けコース「語り部～過去の地震災害の経験から学ぶ～」では、東日本大震災を経験された仙台市の方から、地域での発災直後の応急活動、地域での避難支援のお話を聴講。そして、防災区民組織コース、地域防災ステップアップを受講して全課程を修了し、森澤区長より修了証を頂きました。ありがとうございました。

修了記念講演にも出席して、東京都が首都直下地震などの大震災から身を守る災害対応冊子「東京防災」を今年の秋頃を目標に今回初めて改訂されるに当たり、委員長に就任された東京都立大学、中林一

樹名誉教授の「関東大震災に学び、都心南部直下地震から命を守る備えと避難」も拝聴し、学ばせていただきました。

品川区では、前回の大規模修正から約5年がたち、最新の関連法令、災害事例等の知見や東京都の首都直下地震における被害想定の見直しを品川区地域防災計画に反映させ、今後の防災対策の指針とするとして、先日、11月9日、災害・環境対策特別委員会において、来年改定される品川区地域防災計画の636ページにも及ぶ素案が示されました。また、11日からはパブリックコメントの受付が開始されていますので、広く区民の方々から貴重なご意見をいただければと考えております。

品川区の防災対策の取組は、東京都23区内、また全国的にも非常に優れていると認識しております。これからの防災には、子ども、高齢者、障害者、外国人の方など様々な視点であらゆるリスクから身を守る内容が重要だと考えます。知識を与えるだけでなく、行動変容につながる内容、また防災を自分ごとと捉えるための仕掛け等の観点から防災対策についてお伺いします。

品川区の想定被害には、避難所にはマンションにお住まいの方が入っていないと伺いました。近年、タワーマンションをはじめ、多くの高層マンションが建ち、集合住宅の居住者も増加して、区内のマンション割合は六、七割だと聞いております。避難所には行かない予定の在宅避難者でも、水や電気、食料などライフラインが断たれた際には、多くの方が避難所に助けを求めに来ると学びました。

全国的に災害発生直後の被災者支援の拡充がされていますが、災害後は在宅避難でも高齢者や障害者等の災害弱者への個別的な避難者支援が重要だと考えます。住民、福祉関係、関連団体、地域をつないだ在宅避難の強化と拡充、また、大田区では学校防災拠点活動、豊島区では避難所の名称を救援センターに変更して、地域の避難生活運営センターとし、機能を拡充して、情報拠点、地域活動拠点の機能を併せ持った地域の防災活動拠点化を行っています。

今年の6月、アメリカからの考え方として、新たな共助の取組が地域との継続した連携につながるとして、内閣府の政策でも、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立、生活再建が進むようにマネジメントする取組として、災害ケースマネジメントという新たな考え方を進めています。

地方公共団体および関連民間団体への説明会が開催され、鳥取県では、平成30年4月に全国で初めて鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例に災害ケースマネジメントに関する規定を設け、制度化を図り、このような計画づくりが重要だと考えます。特に都心部ではこのような取組が遅れているようです。区のご見解をお伺いします。

避難訓練についてお伺いします。近年、避難訓練の参加者の減少、また高齢化が課題となっております。会派の基本政策研究会でも、防災サッカーを学び、避難訓練のイベント化も効果的だと考えますが、やはり継続可能な訓練を続けるためには、参加者を待つのではなく、地域から出向き、地域で安否確認をする訓練、在宅避難のための訓練が重要だと考えます。区内のモデル地区では、町会の班ごとに消火器による放水訓練のほかにも、居住者のリボンで安否確認、要支援者安否確認、AED操作、要支援者救助訓練も行われ、取組が進んでいます。

品川区は居住者が増えています。現代は核家族化や単身者、何のコミュニティにも属していない方も多くいます。日頃から顔が見える話しやすい地域共生社会をつくるのが防災の一番だとも言われています。防災の根幹は人との関係づくりです。地域づくりの骨格をつくり、また、骨格が核になる町会・自治会は防災や災害の情報を持っていますので、関係づくりがうまくいっている町会は地域のつながり

が強くなり、自助・共助・近助がとても重要だと考えます。また、小学生や中学生にも、地域の方への声かけの移動や見守りなら一緒に行えて、子どもでも役に立って力を発揮できます。区のご見解をお伺いします。

しながわ防災学校について、私も受講させていただきましたが、知識が命を救う。正しい物事の理解、自分の命と地域の命を守るためには、防災学校は不可欠です。様々なコースを住民向けに開催しているのは全国でもないことで、大変心強く存じます。受講者の満足度はいかがでしょうか。先ほども述べましたが、マンション防災、居住者向け、管理者向けのコースの拡充を考えます。また、ペット防災はテーマ型で実施しておりますが、年1回と少ないので、コースに取り組んだり、ペットのしつけ教室と連携させたり、拡充を考えます。そして、ペット同行避難では避難所に飼い主がケージを持ち込むとなっておりますが、やはり緊急時ですので、備蓄品には困りができるようなもの、ペットフード、ペットシート等、臭い対策として消臭剤なども最低限必要だと考えます。区のご見解をお伺いします。

デジタル防災について、しながわ防災ハンドブックが配布されていますが、非常によくできた内容にもかかわらず、残念ながらあまり活用されていないと実感します。こちらを有効活用してもらうためにも、冊子を見て終わりではなく、冊子からURLやQRコードを見て確認する一般向けのeラーニング学習など、配布したのから研修する機会をつくり、防災の日常化、我が事化、防災につなげ発展させる工夫や仕掛けが重要だと考えます。また、誰もが分かりやすいように避難所開設の進め方など、情報の内容ごとに映像化するのも効果的と考えます。区のご見解をお伺いします。

最後に、やはりランナーである私からは、しながわシティランについてお伺いします。

先日の区民委員会では、2025年大会要項案が告示され、期待感とワクワク感で、いよいよ大会が近づいてきたと実感いたしました。種目は10キロ、ジュニアラン2キロ、ファミリーラン1キロと、区民の誰もが参加しやすく、参加料も低料金に抑えられておりますが、10キロは、今までのマラソン大会は500円でしたので、今まで参加されていた方には13倍となり、かなり高い設定だと感じますが、例えば魅力的な返礼品でお得感を出すとかが重要だと考えます。

既に私は、コース案を全て視察してまいりました。もちろんコースを検討するには熟慮されていると存じますが、スタートの品川区民公園から話を進めます。まず、公園には仮設トイレの常設。ファミリーランですから、授乳室やベビーケアルームの設置。旧東海道は緩やかな上りで、お寺も多く情緒的雰囲気、東品川橋等運河や川を横断し、後半は京浜運河を眺めながら水辺を気持ちよく感じて、最後は勝島橋を走って広々とした大井競馬場でフィニッシュと、とても品川ならではのすばらしいコースだと感じました。

そこで気になったのが、スタートしてすぐ競馬場通りに左折する場所、旧東海道から南馬場通りの右折時、道が狭いので安全対策、品川埠頭橋から右折して京浜運河緑道公園に入るところも道が狭く、コースも中盤ですから人流は穏やかだと考えられますが、やはり安全が第一です。「この先は道が狭くなる」の警告看板、また、コースに指導員を配置しての声かけ等の対策が重要だと考えます。また、コースに近い小学校、中学校には応援に来ていただくと参加者はパワーを受け取れますし、遠い地区の学校には、応援メッセージを書いた用紙をゼッケンと一緒に入れておくなど、シビックプライドの醸成にも効果があると考えます。区のご見解をお伺いします。

また、ファミリーラン1キロはペアでの参加になりますが、ほかの自治体ではフィニッシュの際に親子で並んで手をつないで一緒にゴールをする等、親子の絆が深まるような仕掛けはいかがでしょうか。やはり第1回の記念すべき大会には、森澤区長が参加していただくことが一番のシティプロモーション

になると信じております。

当日、区長がお子様とご一緒に走っている姿を強くイメージしながら、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長森澤恭子君登壇〕

○区長（森澤恭子君） えのした正人議員の一般質問にお答えします。

私からは、しながわシティランについてお答えします。

本大会は、品川区スポーツ推進計画の基本理念「スポーツの力でつなぐ みんなの笑顔が輝くまちしながわ」を具現化し、区の魅力発信によるシティプロモーションを推進することなどを目的として、来年度実施するものです。

初めに、大会要項についてですが、他自治体の動向や関係者のご意見も聞きながら、現在、参加料も含め最終案に向け協議をしているところです。また、まちの魅力の発信や区民のシビックプライドの醸成を図るなど、参加される方にも、応援される方にも魅力ある大会を目指してまいります。

次に、コースについてですが、スタート地点に仮設トイレや必要な設備を設置するほか、お子様連れの方にも配慮するなど、ランナーが気持ちよく参加できる工夫を検討してまいります。また、開催に当たっては、警察等関係機関の協力の下、警備計画を策定し、徹底した安全対策に努めてまいります。さらに、ランナーの安全確保のためコースの点検を行い、段差解消や障害物撤去などの環境整備に向け、準備を進めております。

最後に、ファミリーランについてですが、内容の詳細は今後の協議となりますので、ご提案も含めまして、家族の絆が深まる機会となるよう取り組んでまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、環境美化についてお答えをいたします。

初めに、ハト・カラスに対する取組についてですが、餌やりについては、餌をまいている人への注意、餌やり防止掲示板の設置、パトロールなどを行ってまいりました。また、民家等への巣づくりやふんなどへの対応についても、ハト・カラスの休憩場所や巣づくりなどの状況に応じ、区と相談者と専門業者が連携し、対応しているところでございます。餌やりを禁止するための条例と補助制度につきましては、他自治体の動向を注視するとともに、引き続き地域の環境向上と人と野生鳥獣の共存に向け、粘り強く取り組んでまいります。

次に、鷹による取組についてお答えをいたします。ハト・カラス対策の一つとして、ハトやカラスが嫌う臭いなどの薬剤である忌避剤の使用がありますが、局所的な対応は別の場所に移動するだけといった短所もありました。また、ハト増加の要因である天敵が少ない点などを踏まえ、自然の摂理に即したハト対策として、天敵となる鷹などの鳥類を活用した取組について注視をしているところです。先行自治体の課題や実績を踏まえ、研究をしてまいります。

〔災害対策担当部長滝澤博文君登壇〕

○災害対策担当部長（滝澤博文君） 私からは、防災対策についてお答えします。

初めに、品川区地域防災計画についてですが、修正素案を基に、区民の防災力向上や防災意識の向上につながる施策を検討しております。これまでも区では、小学校1年生に向けた防災普及冊子を配布しているほか、品川区防災地図の改訂を行い、英語・中国語・韓国語版も配布をしてまいりました。今後は、「しながわ防災ハンドブック」の見直しを進める中で、公助の役割を分かりやすく記載し、区民一人ひとりが災害への備えや災害時の行動として行うべき自助・共助の取組を具体化できる内容として普

及啓発をしております。

次に、災害ケースマネジメントについてです。区では、被災者の自立、生活再建が進むように、全庁を挙げて災害時の支援体制を構築しているとともに、災害時には被災者台帳を作成して、区民一人ひとりの状況を把握し支援していくこととしており、災害ケースマネジメントは一定程度導入しているものと認識をしております。

一方、喫緊の課題としては、生活再建の支援対象者であるものの申請ができない方の状況把握や、専門的知見を有する方と連携した個別相談体制の整備であり、まずはアウトリーチ的手法の導入による漏れのない状況把握や、災害時協力協定の拡充によるきめ細やかな相談体制の整備について進めてまいります。

次に、防災訓練を通じた地域の共助に対する取組についてです。一般的に、災害の規模が大きいほど発災直後は公助が届きにくく、命を守るためには自助・共助の取組が重要であり、区では、共助を担う防災区民組織との連携を重視しているところです。一方、災害発生直後の安否確認などについては、顔の見える近隣の方による助け合いが重要であり、防災訓練などを通じて、共助の中核である防災区民組織と連携ができる施策を検討しております。

なお、ご提案の小中学生に対する取組についてですが、特に自分自身で考え、行動することが期待できる中学生は地域防災力の一助になると考えられるため、今後は、中学生に向け、防災訓練の参加や防災意識の向上につながる新たな取組を検討しております。

次に、しながわ防災学校についてです。各コースとも受講者からは、「有意義であった」、「分かりやすかった」との声をいただいております。また、各コースの研修内容についてですが、その時々により必要とされる防災テーマを設定することが大切であり、ご提案のマンション防災やペット防災などは、通年で実施をするコースに含めるよう検討しております。また、ペット避難に必要なケージやペットフードなどについては、飼い主の方が持参することを原則としておりますが、被災によりやむを得ず持参できない方を想定した備蓄についても検討しております。

最後に、デジタル防災についてです。現在検討中の「しながわ防災ハンドブック」の見直しにおいては、冊子を配布してお読みいただくだけでなく、インターネットを活用して、区民一人ひとりが災害リスクなどを主体的に理解していただける仕組みを検討しております。また、ご提案の映像化による普及啓発については、区ではこれまで、VRを活用した避難所体験や、消火ポンプ操作を映像コンテンツとして提供してまいりました。映像の活用は分かりやすさという点で有効であると考えておりますので、さらなる拡充について検討しております。

○議長（渡辺ゆういち君） 以上でえのした正人君の質問を終わります。

次に、木村健悟君。

〔木村健悟君登壇〕

○木村健悟君 おはようございます。私、しながわ未来の一員として一般質問をいたします。

今日は、ちょっと病で足が不自由になり、ご無礼と思えますけれども、着席のままでの質問になりますが、お許してください。よろしく願いいたします。

最初に、地域猫活動についてでありますけれども、地域で増え過ぎてしまった飼い主のいない猫、いわゆる野良猫のことについての質問ですが、今日は、質問はこの1点に絞り質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

皆さんにとって犬や猫は、人生100年時代と言われ、不安だらけの昨今、いつも変わらず愛くるしく、

また、いとしいまなざしで私たちを見つめてくれる大切な存在だと私は思っています。今後のデジタル時代においても、動物と人間が共存していくことは変わらず続けるべきだと、私も皆さんも思いは同じではないでしょうか。そういった心のつながりは、今後、生きやすい世の中に反し薄れてくる懸念もあるかと思います。私は、今の子どもたちの心の成長につなげていくことは、大人がすべき責任だと思っています。

あるとき、公園に犬の散歩に来られた女性のお話をお伺いする機会がありました。「我が家には猫もおり、この子たちからたくさんの愛と癒やしをもらっています。この子たちのおかげで、これからも元気に長生きできます」とうれしそうにお話しされていたことを記憶しています。日々の厳しい日常生活や仕事で疲れた心を癒やしてくれる、愛を語りかけてくれる家族を私たちは守っていくべきではないでしょうか。

メディア化が進む昨今、命の重さの連鎖を続けていく責務もあるかと思います。未来ある子どもたちへの愛情と成長を兼ねたよいきっかけに、また、勉学では学ぶことができない優しさや情、命の大事さを身につける機会にもつながっていくと私は思っています。今後、世の中はAIの技術の進化で便利な世の中になり、生活しやすくなることは間違いないでしょう。しかし、子どもたちの成長や愛は、そういった技術の進化で測ることはできないと私は思っています。

また、こうした機会を品川区として見過ごすわけにはいきません。そして、この命の連鎖を実行していらっしゃる地域猫ボランティアの方々からも意見をいただいております。地域猫活動は、地域住民の理解、協力の下、飼い主のいない猫を起因としたトラブルのないように管理をし、住みよい環境にしていく活動になります。

また、これから出てくる用語でTNRという用語は、簡単にお話をさせていただきますと、TはTrap（捕獲）のことです。NはNeuter（避妊去勢手術）のこと。RはReturn（元にした場所に返す）ことの頭文字を取った省略になります。保護猫活動は、主にこの活動を指します。手術の利点として、一部になりますが、雄猫について、けんかによる鳴き声減少、スプレー行為の激減で美化が予想され、雌猫は避妊手術にて子猫を増やさないことで、猫の数の把握が可能になります。そこで、まず猫ボランティアの方々の要望書から質問させていただきます。その後、私からも何点か疑問点についてお聞きをいたします。

まず最初に、区の施設で定期的に譲渡会を開催してほしい。保護猫の譲渡会を開催する場所がなかなか見つかりません。有料施設を借りて開催するには、私たち個人のボランティアでは、できるだけお金をかけずに開催したい。また、区役所という場所をお借りできれば、信頼性も高く、区民の方々も来場しやすくなると思います。地域猫や野良猫、保護猫の里親になることなどの情報も掲示し、区民の野良猫への意識を高めていけると思います。

最近、学校や家庭での動物飼育が難しい世の中で、野良猫や地域猫を通して、子どもたちやペットを飼うことのできないお年寄りと交流を持てる場になります。また、猫がたくさん集まる場所は高齢者の餌やり、多頭飼育はごみ屋敷になりやすく、ふん尿問題から地域の衛生環境にも関係すると思いますので、定期的な譲渡会の開催は可能でしょうか。

②共生モデル地区の地域の区切りをなくしてほしい。品川区では、町会ごとに登録すると、その町会のみが共生モデル地区とされ、野良猫1匹につき、避妊去勢手術費1万8,000円、医療費7,000円が年間10匹まで助成されます。個人の助成金は年間1人10匹まで。避妊手術1万2,000円、去勢手術費7,000円のみとなっています。

1 か所TNRをすると、簡単に20匹程度の捕獲と手術となります。モデル地区に登録するまでに町会と住民の協力申請が必要となり、審査に何か月もの時間がかかります。個人負担額も大きく、TNRを頼まれても、地域の住民は費用を出してくださることはほとんどありません。また、TNRが終わった地域がモデル地区となっており、もう手術が必要となる猫はしばらく出てきません。そのため、助成金を使用することはありません。モデル地区で区切らず、品川区内の猫は全て共生モデル地区の対応をしてほしいのですが、いかがでしょうか。

③頭数制限と申請書期限について。年間1人10匹までという頭数制限をなくしてほしいのです。1か所のTNRはあっという間です。私たちボランティアは仕事をしながら、空いた時間で野良猫を保護し、TNRをしています。猫たちの世話、捕獲と日々忙しい中、申請書の期限を1か月で区切られてしまうと、区役所へ申請に行く時間ありません。1匹ずつ申請に行っていられませんので、ある程度数そろってからまとめて申請に行きます。現在の共生モデル地区の登録者は高齢者が多く、区役所まで申請に行くのも大変な方が多いのが現状です。何かよい方法はないでしょうか。

④助成金の金額を上げてほしい。現在、品川区では、野良猫の避妊去勢手術を低価格でして下さる病院がとても少ないのです。この病院に集中してしまうと、1日に手術できる頭数も捕獲も二、三頭が限界のため、なかなか捕獲も進められません。今の助成金では、ほかの病院では個人負担が多く、手術をお願いできないのが現状です。

⑤譲渡会や活動内容を区報へ掲載してほしい。野良猫の餌やり問題など、隠れてされている方が多く、保健所へ相談にするのは抵抗感があり、難しいようです。猫たちもかわいそうなことになります。住民のトラブル防止にも話もできる窓口になるように、行政とボランティアで協力できる体制が好ましいと思うのですが、いかがでしょうか。

⑥助成金の支払いについて。品川区では、助成金の支払いが申請の1か月後となっています。ですので、1か月間は全額立て替えなければなりません。個人ボランティアには負担が大きいため、助成金は区から病院へ直接支払いをいただくと、ボランティアの負担も少なく、個人が支払うよりも病院へ支払うほうが信用度も高いのではないのでしょうか。

以上6点、犬猫ボランティアの方々からいただきました要望を区民の方からの原文のまま質問をさせていただきました。1つでも多くの要望がかなうように、自らの誠意を持って行っているボランティアの皆さんの活動の力になるように私からもお願いをいたします。

次に、この要望書内容より、私からも質問をさせていただきます。猫のテリトリー範囲は、主に去勢手術を行っていない雄猫で約500メートルから1キロ程度、避妊手術を行っていない雌猫で約150メートルから250メートル程度と言われています。②で要望があったように、モデル地区でくると年間での頭数はあまり増えないように思われますが、モデル地区での区切りをつくった、またつくらない理由はあるのでしょうか。

区のホームページには、モデル地区のみ医療費7,000円の助成金が出るような記載がされています。猫は人間と同じように風邪も引き、また猫エイズにかかる場合もあります。これは猫同士の接触でもうつります。さきに述べたとおり、モデル地区ではある程度数以上増えることがあまりないように思います。現在のモデル地区以外での医療費に対して、助成金を出すお考えはありますでしょうか。

今後、去勢避妊手術の際、マイクロチップを同時に入れることで、区でも地域猫の把握ができるようになることが可能になるのではと思いますが、いかがでしょうか。そうすることで、迷い猫、地域での頭数管理もしやすくなると思いますが、予算としてこのような可能性はあるのか、お聞かせください。

TNR活動の中に、捕獲から病院の手術までに猫ボランティアさんのもとで預かることがあります。餌やトイレなど、捕獲器のまま置いておけない状況もあるでしょう。現在のこの助成金はあくまで手術のみにしか対応しておらず、そういった一時預かりにも助成金が必要になります。今後、予算の一つとして組み込むことのお考えはありますか、お聞かせください。

区のホームページにも、去勢避妊手術数が、雌175頭、雄130頭と記載があります。この予定数はどのように出された数でしょうか。助成金の要望があったように、今後手術数が増える際も対応できるよう、お考えはあるのでしょうか。区民の方が分かりやすくホームページに今後記載される予定はありますか、これもお聞かせください。また、区内でも、これらの活動に共鳴している面が感じられるイベントなど開催されているようですが、今年開催された活動で、その内容、成果等など、どのような状況だったのかも伺いたします。

区が譲渡会を開催することで、品川区のボランティアさん同士の連携が現在より強くなり、地域と区、保護猫を一つの場で結べるようになると思います。また、区が保護猫活動に力を入れることで、最初に申し上げた未来ある子どもたちへの愛情と成長を兼ねたよいきっかけが可能になります。動物から得る愛情は、大人になった際、お金で買うことができない大きな財産になることでしょう。そのため、一つでも多くの要望がかなうことで、飼い主のいない猫が一匹でも少なくなることを願っての活動、我々区民も頑張りますので、一件でも多くの要望が実現することを願っています。

ぜひボランティアの皆さんの声が一件でも多く届きますようお願いをいたしまして、私、しながわ未来の一員としての質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長森澤恭子君登壇〕

○区長（森澤恭子君） 木村健悟議員の一般質問にお答えします。

私からは、地域猫活動のうち、共生モデル地区の地域の区切りをなくしてほしい、モデル地区として地域を区切った理由についてお答えします。

地域猫活動については、動物との共生社会を目指す観点から、行政、地域コミュニティ、ボランティアの3者が有機的に連携し、人と猫との調和の取れたまちづくりを社会全体で進めていくことが重要と考えています。そういった中で、個人や特定のボランティアの活動のみでは取組に限界があることから、地域の課題として地域全体で取り組むべきものと認識しているところです。

区では平成17年度より、地域コミュニティの核である町会・自治会を活動主体とする品川区飼い主のいない猫との共生モデル事業をスタートし、申請があった地域の活動を支援するとともに、区がモデル地区の活動を推奨することで活動の広がりを目指してまいりました。また、モデル事業については、区が認定した町会・自治会の地域を活動範囲とすることで、地域猫の頭数の把握と適切な管理の下、責任の所在を明確にする仕組みとしてまいりました。

こうした中、町会・自治会を活動単位と指定することが地域の実情になじまないなどの意見が寄せられ、モデル地区の指定となっていない地域では、地域猫の増加が見受けられるなどの課題が生じているため、地域の実情に応じた地域猫活動の充実に向け、現在、支援方法の見直しを進めております。

〔品川区保健所長阿部敦子君登壇〕

○品川区保健所長（阿部敦子君） 私からは、地域猫活動のうち、その他のご質問についてお答えいたします。

初めに、区の施設における譲渡会の開催ですが、地域猫の譲渡会が区の施設で開催されることは、譲渡会の公共性が確保され、参加者の安全・安心にもつながることが期待できる一方で、区有施設の衛生

管理など幾つかの課題があり、困難であると考えております。

次に、頭数制限と申請書の期限です。猫の不妊去勢手術の助成金における頭数制限は、活動の実情に応じた支援ができるよう、モデル地区については令和5年度より頭数制限を設けておりません。また、助成金の申請書の期限を手術後30日としていることについては、十分な申請期限であると考えております。

次に、不妊去勢手術助成金の増額については、現行の助成金で手術を対応できる動物病院は限定的であることなどを踏まえ、円滑な地域猫活動が行えるよう引き続き検討してまいります。

次に、譲渡会や活動内容の区報への掲載についてですが、広く地域猫活動の内容を知っていただく機会として、区報のほか、You Tubeの動画配信やSNSの活用などについて検討してまいります。

次に、不妊去勢手術費助成金の支払い方法についてです。モデル地区の場合は、地区の申請者へ支払いを行っており、公金の取扱い上、適切なものと考えていますが、活動者が一時的な立替えをしない助成方法については、動物病院との必要な協議を含め、今後検討してまいります。

次に、医療費の拡充についてですが、医療費の助成は、地域猫の譲渡に必要となる治療や予防接種などの医療行為を想定しており、モデル地区に医療費助成の制度を設けております。譲渡以外を目的とする医療費の助成は考えておりません。

次に、地域猫へのマイクロチップ導入についてです。マイクロチップの装着は、動物の愛護及び管理に関する法律において所有者の努力義務とされており、飼い主のいない地域猫では、マイクロチップを装着する際の情報登録ができないため、現時点で地域猫へのマイクロチップ導入は考えておりません。

次に、助成メニューの拡充については、地域猫活動の現状や課題に対応できるよう、必要な支援について引き続き検討してまいります。

次に、不妊去勢手術費助成金の算出方法ですが、主に手術件数の実績を基に算出しております。助成金については、活動の状況に応じ、予算の範囲内で対応してまいります。

次に、区民に分かりやすいホームページへの掲載ですが、他自治体の事例などを参考にして分かりやすい内容に更新を重ねており、今後も地域猫活動に関する理解促進を図ってまいります。

次に、今年度、区が実施した主なイベントの内容と成果です。7月にしながわFMにて地域猫活動の啓発を行い、9月には動物愛護週間に合わせ、区報への特集記事の掲載とケーブルテレビしながわによる周知啓発を実施しました。今後は、区庁舎内でのパネル展示や地域猫活動の講演会を予定しているほか、地域猫活動に関する動画をしながわネットTVで継続配信するなど、区民の理解促進に努めております。

令和4年11月に実施した地域猫活動に関する区民電子アンケートの結果では、回答者563人のうち、「地域猫活動を知っている」、もしくは「聞いたことがある」が75%、「地域猫活動は有効な活動である」が81%となっており、地域猫活動の認知度が高まっているものと認識しております。

○議長（渡辺ゆういち君） 以上で木村健悟君の質問を終わります。

次に、須貝行宏君。

〔須貝行宏君登壇〕

○須貝行宏君 品川改革連合を代表して一般質問をします。

質問の前に申し上げます。ウクライナ侵攻、中東紛争などで犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表します。そして、多くの死傷者を出し、エネルギーと食糧危機をもたらす戦いを人類は止めるべきです。

では、1つ目の質問は、選挙管理委員、時給10万円の報酬はやめるべきについて。

兵庫県は、教育委員会や選挙管理委員会などの行政委員会に非常勤で加わっている外部有識者の報酬について、これまでの月額制を見直し、活動日数に応じて日額で支給することになりました。県によると、多くの都道府県は、委員会の活動状況に合わせて月額制と日額制を組み合わせていますが、山梨、静岡、大阪、山口、徳島の5府県は、行政委員の報酬を全て日額としています。

9月11日、兵庫県の県議会の自民党会派や日本維新の会系の会派などは、斎藤知事に行政委員会の月額報酬を日額制に変更するように申し入れたもので、知事も見直しに前向きな姿勢を示しています。この流れから、県では報酬について定めた条例の改正案を令和6年2月の議会に提出します。

したがって、県では、委員への報酬はこれまで毎月定額で約30万円支払う月額制を採用してきましたが、現状において参加する日数は、多い委員でも週に2日程度、少ない委員だと2週間で1日程度となっていることから、県は今の財政状況なども踏まえ、より活動実態に応じた支給を行う必要があるとして、今後、活動日数に応じて日額3万円ぐらいにします。

さて、現在、品川区において31か所の附属機関は日額制を採用し、1日当たりの報酬は1万2,000円から2万3,000円ですが、残る3つの委員会ではいまだに月額制を採用しています。教育委員は月に23万円から25万円の報酬ですが、勤務日数は月平均で2日から3日程度です。これを時給に換算すると5万円から6万円になります。

次に、選挙管理委員は、引退した元区議会議員の4人で構成されていて、月に23万円から28万円の報酬ですが、勤務日数は月平均で1日から2日です。これを時給に換算すると、10万円から14万円にもなります。このように時給10万円以上にもなる高額報酬は、民間では異常なほど高額なので、月額報酬はやめて出席日ごとに支給する、1日当たり3万円の日額制に変更するべきです。

さらに、監査委員には2名の現役の区議会議員がなり、議員報酬のほかに月に18万円の報酬がつきます。また、その他の民間委員は30万円から34万円の月額報酬が出ていますが、その委員の年間の勤務日数は月平均で2日程度です。これを時給に換算すると、現役の区議会議員は時給で9万円、その他の委員は時給で15万円にもなります。この報酬は高過ぎます。

このように、時給9万円にもなる高額報酬は民間では異常に高額なので、月額報酬をやめて出席日ごとに支給する、1日当たり3万円の日額制に変更するべきではありませんか。ご見解をお聞かせください。もしも委員のなり手がいないなら、1日3万円の日額報酬をうたって公募したらよいと思います。

森澤区長は、日本テレビで報道局記者を務め、森ビルで広報室に所属するなど民間企業を歩んでこられ、民間の感覚、実社会の感覚を持って区政に取り組んでいると思いますが、民間出身の森澤区長、このような理不尽で不公平な制度はやめるべきではありませんか。選挙管理委員の時給10万円の報酬はやめるべきだと思いませんか。そして、教育委員や監査委員も時給5万円から9万円の報酬はあまりにも高過ぎませんか。間違っていると思いませんか。お答えください。

区長、子どもたちは親の背中を見て育つといいますが、どうか子どもたちの模範でいてください。区長の後ろには多くの区民がついていますので、民間で培った経験を生かして、しがらみのない区政をつくり上げてください。

2つ目は、区議会議員などの特別職の給与増額はやめよ。森澤区長のように議員も報酬削減をについて。

暮らしや商売に活気が戻り、所得や収入が増えてきたものの、税金や社会保険料の負担増、戦争や異常な円安により光熱費や物価が高騰し、国民生活に大きな負担を強いています。多くの国民は賃上げも

できず、中小零細企業は、原材料が高騰しても商品のサービスにその分の価格転嫁もできないため、家計と企業経営は悪化しています。そのため、国民の買い控えや節約で消費が減少し、中小零細企業は値上げができず、人手不足と資金難で融資返済もできず、廃業や倒産が増えています。現在、このように大半の国民生活や中小零細企業は厳しい生活と経営を強いられています。

この現状にもかかわらず、岸田総理は、賃上げした企業が増えた上に、所得税減税や現金給付をすれば、社会にお金が還元して景気がよくなると唱えています。実際は、所得が高い方の所得は増える一方ですが、所得が低い方の生活はますます苦しくなっています。ましてや、日々の生活に追われている、単発的な減税や現金給付では効果がなく、生活は楽になりません。

また、経営が厳しい中小零細企業には賃上げできる資金もありません。たとえ僅かな賃上げをしても、所得税や社会保障費が増えるため、かえって手取り収入が減る方もいます。また、国民の実質賃金は18か月連続のマイナスです。今は、生活に困っている人や企業の救済を優先すべきです。

さて、国会では11月に入って、総理や大臣などの政務三役や国会議員などの特別職の給与増額法案が成立しましたが、国民からの批判が噴出しています。今、困っている人や企業がたくさん生まれている現状の中で、所得が高い特別職が給与を増額することはやめるべきです。首相は年収で46万円も増え、閣僚も年収で32万円増え、国会議員も増えるという内容ですが、後日国に返納を決めているなら、増額法案を出す必要はありません。

また、議員は増額分を寄附するようですが、一時的にしても本人の所得になるため、増額した事実が変わりません。なぜ減税や給付を唱えているのに、生活に余裕があり、所得が高い人たちの給与を増やす必要があるのでしょうか。また、賃上げの流れを変えたくないという政府見解ですが、現在、5,000万人以上もいる中小零細企業の勤労者、非正規雇用者、年金高齢者などには賃上げなどとは縁がありませんので、政府の見解にはあきれてしまいます。

さて、令和5年1月時点の品川区特別職報酬審議会に対する、区長、副区長、区議会議員等の特別職の給与や報酬に対する品川区の見解では、「品川区においては、コロナ禍の影響による景気の低迷や、燃料費、諸物価の高騰などにより、区民生活が大きな影響を受けている状況などを踏まえ、今年度は報酬の増額改正は行わないこととしました」と述べていますが、区としては、国の増額法案と同様に、3か月後に区長、副区長、区議会議員の特別職の給与や報酬も増額するのですか、審議会に諮問するのですか、教えてください。困っている人や企業がたくさんいる現状の中で、所得が高い区議会議員などの特別職の給与増額はやめるべきだと思いますが、区長のご見解をお聞かせください。

また、区長も議員も区民から選挙で選ばれていて、区民に代わって区民のために働いています。光熱費や物価が急騰し、賃金は上がらず、実質所得が下がり、区民の暮らしや商売が悪化しているなら、国民の代表である政治家が身を切るのは当然です。ですから、区議会議員も森澤区長と同様に給与を2割削減するべきだと思いますが、区長のご見解をお聞かせください。また、森澤区長は給与と退職金を2割削減しましたが、どのようなお気持ちで削減を公約したのですか、教えてください。

3つ目は、特定事業者だけの物価高騰支援はやめよについて。

歴史的な物価高と人手不足を背景に、一部企業において今年の春闘では高い水準の賃上げが実現しています。現役世代では物価高を超える賃上げに恵まれた世帯もありますが、一方で、中小零細企業雇用者、非正規雇用者は、賃上げがないか、僅かな賃上げにとどまっています。そして、年金暮らしの高齢者は、年金が増えたものの物価高を超えられず、暮らしの負担は増え続けています。

また、日本はエネルギー資源のほとんどを輸入に頼っているため、戦争や異常な円安により、原油、

ガス、資源、資材価格などの価格、そして食料と穀物価格が高騰し、消費者物価や企業物価は上昇しました。さらに、大企業を中心に原材料の価格転嫁が始まり、食料品や日用品などの幅広い品目で値上げが相次いだため、消費者が1年前に比べて現在の物価は15%程度上がったと実感するなど、生活コストの増加による家計の圧迫が懸念されています。特に食料品や電気代、ガス代の高騰が家計の圧迫を強めたため、消費者は、節電や買い控え等の節約に加え、貯蓄を取り崩してやりくりする世帯も出るありさまです。

ところで、消費者物価以上に上昇しているのが企業物価です。企業の生産活動に必要な原油や原材料価格の多くは輸入依存のため、春先以降、前年比で一時は50%もの上昇が続きましたが、その後、政府による電気代と都市ガス代の価格抑制策で物価高騰を抑えたものの、異常な円安により、依然として高止まりが続いています。

大企業は、原材料高騰分の価格転嫁により値上げしたにもかかわらず、家計の悪化から消費が落ち込み始めたため、業績に不安感が出てきました。また、中小零細企業は、コロナの嵐が止まり、経済に活気とお客が戻ったものの、人手不足と融資の返済、そして異常な物価高騰の嵐が始まり、厳しい経営が続いています。さらに心配なのは、経済や増税などで先行きに不安を感じ、消費の減少と設備投資が落ち込んでいくことです。

さて、景気が十分に回復していない中での生産コストの増加は、家計を圧迫し、需要も下押しされるため、企業収益がまた悪化するという悪循環が生まれる可能性があります。本来なら需要が回復する中で価格も上昇していく姿がよいインフレと言えますが、資源高によるコスト増でインフレ率が上昇しても、日本経済にとってはよくないと言われます。

低所得者層が多い国である日本は値上げができにくい国であり、大半の企業には賃上げができにくい経済構造となっているため、中間所得層を増やさない限り、賃金格差はますます広がり続け、景気はよくならないと思います。このように企業経営は厳しい状況にあり、廃業や倒産も増えています。

ところで、区が発注する公共工事契約にはインフレスライド条項があります。これは、区が業者と公共工事の請負工事を結び、発注した後に業者の労務賃金や原材料などが急激に賃上げした場合に、請負工事中であるならば、請負契約金額を変更して増額できる制度です。区と請負契約している工事業者にとっては、増額して再契約ができるので大変ありがたい制度です。民間にはこのような制度はありませんが、区内の建設および設備事業者にはこのような特典があるのです。

また、運送事業者470件や公衆浴場22施設等には燃料費高騰による対策支援金を助成し、福祉施設には物価高騰対策支援金や補助金を助成しています。しかし、区内にはたくさんの業種がありますが、このほかの産業や事業所には何も支援金がなく、不公平ではありませんか。

製造業、サービス業、飲食業などの多額の産業や事業所においても、支援金を助成している企業と同様に、物価高騰により、原材料費、光熱費や人手不足による人件費も高騰しています。お聞きします。公共工事に関わる事業者には、契約後も何度か契約金額を変更し増額できる制度がありますし、また、一部の業者には物価高騰対策や燃料費高騰対策支援金の助成がありますが、これらの特定の事業者だけでなく、他の事業所にも同様な支援をするべきではありませんか。お答えください。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長森澤恭子君登壇〕

○区長（森澤恭子君） 須貝行宏議員の一般質問にお答えします。

私からは、特別職の給与等についてお答えします。

区長や区議会議員の給料や報酬、期末手当の額については、毎年、特別職報酬等審議会に意見を伺っております。近年は、特別区人事委員会の一般職員の給与勧告等を踏まえ、一般職員に合わせて区長の給与や区議会議員の報酬を引き下げてまいりましたが、今年度は人事委員会勧告が増額となったことから、一般職員の増額改定を踏まえた改定を行うべきという意見を11月2日に開催した審議会でもいただいたところです。

なお、区長給与は引き続き2割削減となりますが、都議も2割削減をしております。都議としても行ってきた改革姿勢を今後も継続して示していくということ、コロナ禍や物価高騰で厳しさを増している区民の気持ちに寄り添い、共に進める区政を体現したいといった考えから、選挙でお示しをし、実行したものであります。

〔総務部長堀越明君登壇〕

○総務部長（堀越明君） 私からは、特別職の給与等の改定手続と行政委員会委員等の報酬についてお答えします。

初めに、区長や区議会議員の給料や報酬等の改定については、審議会の意見を踏まえ、今後手続を進めていくこととなります。なお、区議会議員の報酬の2割減額につきましては、まずは区議会の中において議論されるべきものと考えております。

次に、行政委員会委員等の報酬についてお答えします。ご指摘の教育委員、選挙管理委員、監査委員の報酬につきましては、その職責にふさわしい額を区議会の議決により条例で定めているところです。それぞれの委員については専門性が求められ、委員会等の会議に出席している時間以外にも、議案の検討や自己で調査を行うなどの職務内容を踏まえ、適切な額で議決をいただいていると考えております。

〔地域振興部長川島淳成君登壇〕

○地域振興部長（川島淳成君） 私からは、物価高騰対策についてお答えします。

区は、原油価格などの物価高騰を踏まえ、地域交通を支える運送事業者や公衆衛生の維持に必要な公衆浴場、高齢者等の福祉施設、保育所など、区民生活への影響が特に大きい事業者に対して支援を行っているところであります。さらに、設備資金や運転資金の円滑な調達を確保するため、全業種を対象とする緊急融資あつ旋制度も実施しております。

この支援対象となる区内中小企業は、借入れの際に3年間の無利子、信用保証料の全額補助などの優遇措置を受けることが可能となっています。また、同じく全業種を対象として、省エネルギー化や電気代などの将来的な削減に資する設備更新への助成金も継続することとしており、これらの経済対策を通じて、幅広く物価高騰への支援と区内経済の下支えを進めてまいります。

次に、公共工事は、資材等の実勢単価を積み上げて予定価格を算出していることから、その後の価格変動に対応するため、必要に応じてインフレスライドを適用しているものであり、資材価格の変動リスクを織り込んだ総価契約を前提としている民間工事との違いがあります。なお、民間工事については、国土交通省の有識者会議などにおいて、急激な物価高騰時の契約変更の在り方などの検討を進めていると聞いております。

○須貝行宏君 再質問をさせていただきます。

区長に、今年度報酬の増額改正は国では行いましたが、区としても増額改正をするのかどうかというのをまだお答えを聞いておりませんので、また、審議会に諮問するのですかということもお答えを下さい。

そして、高額報酬、選挙管理委員等の報酬ですが、有識者等、区のほうでこういう方たちが必要だと

いうようならば、何で正規職員として採用しないんですか。すればいいんじゃないですか。そうしたら月額報酬ということが妥当です。でも、そうじゃないですよ。一般の人に申し出ていただいて、こちらからお願いして、それで奉仕をさせている。だったら、それだけ重要な仕事ならば、きちんとやるべきじゃないですか。

そして、一般社会では、何日会議に参加したということじゃなくて、何時間会議に参加したということが大事なんです。実際こういうことも一つ一つ改革していかなかったら、品川区は何にも改革ができなくなっちゃうんじゃないですか。今までは今までの区長が確かにやっていました。でも、それはやっぱり一般の社会から見たら私は違っていると思います。千代田区、新宿区、杉並区も改革しています。こうやって月額報酬に対してやっております。そこら辺も踏まえてもう一度回答を下さい。

そして、先ほど、請負工事に対して……

○議長（渡辺ゆういち君） 須貝議員、質問をまとめてください。

○須貝行宏君 請負工事に対して、それぞれ運送業、それから公衆浴場など一部のところに支援をしている。また、インフレライドを工業者にやっている。民間の業者も、それから公共工事業者も変わらないと思います。社会ではどうやって区別するんですか。民間はいいかげんだからやる必要ないということですか。そうじゃないでしょう。やっぱりきちんと平等に私は扱うべきだと思います。まして、商売される方は、消費者物価と企業物価……

○議長（渡辺ゆういち君） 質問終了です。

〔区長森澤恭子君登壇〕

○区長（森澤恭子君） 須貝行宏議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁をさせていただいたんですが、11月2日に開催した審議会でご意見をいただいております。今後、手続を進めてまいります。

〔総務部長堀越明君登壇〕

○総務部長（堀越明君） 再質問にお答えをいたします。

行政委員会委員等の報酬につきましては、その専門性を踏まえて、議会で条例でご議決をいただいているということでご答弁申し上げましたので、そういうことをご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、公共工事と民間工事の違いでございますけれども、先ほどご答弁申し上げさせていただいたとおり、民間工事の場合はある程度変動リスクを織り込んだ総価契約を前提としているというふうに申し上げました。その中で、今般の急激な物価高騰時の契約変更の在り方について、国土交通省の有識者会議などにおいて検討しているということですので、その状況を注視してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○須貝行宏君 区長、本当に皆さん大変なので、そこは重々よく、今までと違った異常な物価高なんですから、生活が苦しいということを踏まえて私は今後取り組んでいただきたいと思います。

そして、今の公共事業、インフレライドですが、一般の商店は、消費者物価と企業物価、二重に物価が上がっているんですよ。大変なことなんです。私は、区の政策はそこら辺を考えてやるべきじゃないかなと思いますので、それについてもう一度お答えください。

〔総務部長堀越明君登壇〕

○総務部長（堀越明君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

区としては、この物価高騰、経済支援、区内経済の下支えとして幅広い施策を行っているというところ

ろでございます。

それから、工事に関してですが、公共工事は、資材等のその時々の実勢単価を積み上げて予定価格を算出しておりますので、その後の価格変動に対応するためにはインフレスライドなどの制度が必要というものでございます。民間工事の場合は、変動リスクを織り込んだ総価契約を前提としておりますので、その違いが前提としてあるというものでございます。

しかしながら、この急激な物価高騰時において、国土交通省の有識者会議、それから様々な建設団体などにおいても、急激な物価高騰時の契約変更の在り方などについて検討を進めていると聞いておりますので、その状況をしっかり注視していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（渡辺ゆういち君） 以上で須貝行宏君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時22分休憩

○午後0時59分開議

○副議長（あくつ広王君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

松本ときひろ君。

〔松本ときひろ君登壇〕

○松本ときひろ君 品川区議会日本維新の会、松本ときひろ、通告に基づき一般質問を行います。

最初に、区長のメディア活用と区政改革について伺います。

森澤区長就任から約1年がたちました。品川区初の職員出身者以外の区長ということで、これまでとは異なる区政運営が期待されています。本日は、その中でメディア活用について取り上げたいと思います。森澤区長は、前区長の頃よりも記者会見を積極的に行われています。それによって、品川区の政策がマスコミに報じられる機会も増えたように思います。まず、森澤区長のメディア活用に対する姿勢、この1年間の所感および効果について伺います。

メディア活用というと、最近ではソーシャルメディアが不可欠です。地域のつながりが薄くなっている昨今、行政情報を直接届けることができるソーシャルメディアの活用は、区民の利益にかないます。区も旧ツイッター、フェイスブックなどを活用しているところですが、公式アカウントに加え、首長のアカウントも重要なツールです。自身のソーシャルメディアアカウントを、住民向けの情報発信に限らず、シティプロモーションとして活用する首長もいます。

首長のソーシャルメディア活用については、私も令和2年の一般質問で、前区長に対してツイッターアカウント開設を提案いたしました。残念ながら採用されませんでした。幸い、森澤区長は就任前からソーシャルメディアを積極的に活用されています。そこで、区長のソーシャルメディアアカウントを活用したシティプロモーションについてご所見を伺います。

現在の区長のソーシャルメディア活用は、文字または写真によるものが多いように思われますが、シティプロモーションという観点からは動画活用が重要です。例えば、イベントの有無とは関係なく、区内の観光スポットを区長が動画で紹介するといった発信があってもよいのではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、行政改革について伺います。区長も情報公開と事業評価で無駄を削減し、財源を捻出すること

を政策として掲げられていますが、この観点から重要なのが公共施設整備の在り方です。現在、品川区の財政は比較的安定している状況ですが、少子高齢化が不可避の我が国にあって、いずれ財政の硬直化が想定されます。

そうした中、全国の自治体で懸念されているのが公共施設の大量更新です。高度経済成長期に建設された公共施設が老朽化し、どう対応していくのかが大問題になっています。これに対して、政府は、PPP/PFIの活用、すなわち、民間のノウハウを活用することで効率的な更新を行うよう各自治体に要請しています。

平成27年に内閣府および総務省が、人口20万人以上の市区に対し、平成28年度末までにPPP/PFI手法導入の優先的検討規程を策定するよう要請しました。その後も政府は繰り返し優先的検討規程の策定および運用を要請しています。その結果、令和4年3月末時点で、都道府県および人口20万人以上の地区の86%が優先的検討規程を策定しました。ところが、品川区では優先的検討規程が策定されておりません。品川区においても、政府が策定を要請するPPP/PFI手法導入の優先的検討規程を策定すべきと考えますが、見解を伺います。

区政改革について、区長は「審議会や協議会等における男女の比率をそれぞれ40%以上に」という政策を掲げています。これは私も賛成です。一方、世代間格差が社会問題となっており、若者の意見をどう区政に反映するかも課題です。区の附属機関委員に若い世代は多くありません。以前、品川区消防団運営委員会においても取り上げましたが、高齢化する消防団についてどうすれば若い世代が加入してくれるのかというふうな議論をするときに、その議論の場に若い世代がいないということではよいアイデアがなかなか出てきません。各種附属機関について若者枠を設ける、土日や夜間に開催する、オンラインを活用するなど、若い世代が参加しやすくなる方策を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、高齢者の住宅確保策について伺います。

先ほど世代間格差について取り上げましたが、もちろん高齢者を無視せよと申し上げているわけではございません。ただ、資産形成に成功している方々にまで行政が過剰なサービスを提供する余力は、少子高齢化が進む我が国には、そして品川区にはありません。先日の決算特別委員会では、長寿お祝い事業の見直しについて提案させていただきました。限られた予算は、現に生活上の課題を抱えている方々のために集中的に使うべきです。この観点から、今日は高齢者の住宅確保策について取り上げます。

この問題で最初に浮かぶ行政対応としては、公営住宅が挙げられると思います。当区には、昭和40年代、50年代に建設された区営住宅も少なくなく、今後更新問題が生じます。公営住宅等長寿命化計画の見直しが行われていることと思いますが、区営住宅更新の見通しについて伺います。

今後、新たに土地を取得して区営住宅を大幅に増やすことは容易ではありません。そうすると、現在区内に点在している区営住宅の用地、その他の区有地を生かし、集約化、高層化、複合化をする必要があると考えます。区営住宅の集約化、高層化、複合化について区の見解を伺います。

仮に高層化などで区営住宅を一定程度増やしたとしても、高齢化の流れの中で需要に追いつくことは困難でしょう。そうすると、民間の賃貸住宅の活用ということになります。総務省の住宅土地統計調査によれば、高齢単身世帯のうち借家暮らしは33.5%と増加傾向で、高齢者が必要とする賃貸住宅数は増えています。

こうした状況もあり、当区でも令和2年に品川区居住支援協議会が設立されました。また、高齢者住宅あつ旋事業、住宅確保要配慮者入居促進事業が行われています。今後ますます事業ニーズが高まると考えますが、高齢者住宅あつ旋事業、住宅確保要配慮者入居促進事業の今後の予算、取組の見通しにつ

いて伺います。

一方で、高齢者には貸したくないという賃貸住宅所有者も少なくありません。令和3年度国土交通省調査によれば、高齢者に対して賃貸人の約7割が拒否感を示しています。そして、入居制限の理由として、「居室内での死亡事故等に対する不安」を挙げる賃貸人が約9割と圧倒的です。居室内で死亡した場合に生じる賃貸人の不安は、単身高齢者の場合はさらに顕著で、主に契約解除の問題と賃貸住宅の経済的損失の問題が挙げられます。相続人などが明らかではない単身高齢者が亡くなった場合、賃貸人が勝手に契約を解除することができず、また、残置物の処理が滞ってしまいます。

この点について、国土交通省および法務省が、残置物の処理等に関するモデル契約条項の普及啓発に取り組んでいますが、残置物の処理などを実行する受任者のなり手がおらず、普及が進んでいません。区では、品川区社会福祉協議会への委託事業、品川区高齢者住宅生活支援サービス事業・あんしん居住サポートが行われていますが、その基本サービスとして、家財撤去・残置物処分が含まれています。しかし、残念ながら、あんしん居住サポートで賃貸借契約の解除までは行うことができません。

品川区高齢者住宅生活支援サービス事業・あんしん居住サポートの一環として、社会福祉協議会と連携し、賃借人死亡時に賃貸借契約解除などを実行する代理権の受任者として社会福祉協議会を選任する手法の導入を提案いたしますが、見解を伺います。

仮に法的問題が解決したとしても、経済的損失の問題が発生します。孤独死の場合、特殊清掃費などの費用や空室期間の損失が賃貸人に生じることが、単身高齢者の入居を拒む理由となっています。この点について、家財撤去・残置物処分が基本サービスに含まれるあんしん居住サポートをうまく活用できれば、賃貸人の不安解消につながります。しかし、残念ながら、当該事業の利用は少ないのが現状です。

令和4年度第2回居住支援協議会議事要旨によれば、「あんしん居住サポートがあるが、費用がネックとなり、利用が少ないようだ。この制度を利用しやすくするために区から助成があるとよい」との意見が出ています。品川区高齢者住宅生活支援サービス事業・あんしん居住サポートへの区の助成を要望しますが、見解を伺います。

また、近時は、孤独死などに関わる賃貸人の費用負担を軽減する自治体向けの保険が開発されています。名古屋市も孤独死保険の保険料を肩代わりする事業を始めました。当区においても、ひとり暮らしの高齢者が借りやすい賃貸住宅を増やすため、高齢な住宅確保要配慮者の入居物件の孤独死保険料肩代わりについて検討していただきたいと思いますが、区の見解を伺います。

次に、品川区内で行われる解体工事の安全性について伺います。

9月初旬、南大井3の33の解体工事現場で危険な工事が行われていることが発覚しました。この工事については多くのマスコミも報じ、区民の皆様も不安になられたのではないかと思います。この解体工事では、建物の破片や廃材などが道路に散乱し、隣のマンションのフェンスが折れ曲がるなどの被害が出ました。まず、この南大井3の33の解体工事現場に対する区の対応、対応を行った経緯、対応後の現在までの状況を伺います。

この現場では、ショベルカーのバケットの上に人が乗っている状態でバケットを高く上げて作業していた場面もあったとのこと。廃材の散乱状況など通常の工事現場では考え難い様子ですが、なぜこのような危険な解体工事が行われたのか。区が把握している原因および今後の区としての予防策について伺います。

今回の解体工事への区の対応について、多くの区民から安心したという声をいただいています。現場を確認し、すぐに業者から聞き取りを行い、工事の一時停止を指示、さらに区のホームページに工事の

一時停止についての情報を掲載しました。旧ツイッターにも情報を掲載し、当該投稿は600万インプレッションを超えています。一区民としても、改めて迅速な対応に感謝申し上げます。

さて、報道によると、ほかの自治体でも危険な解体工事が続出しているようです。今後、品川区で同様な事案が発生しないようにしなければなりません。通常は、区内での一定規模以上の解体工事は区に届出がなされますので、区においても解体工事の有無は把握できるかと思います。そこで、南大井3の33事案発生後の区内の危険な解体工事の調査状況およびその結果について伺います。

次に、今回は業者も同意し、解体工事を一時停止させることができたわけですが、問題は合意ができなかった場合です。危険な解体工事を業者が続けた場合、区として工事に対して停止命令を出すことはできるのでしょうか。停止命令を出せないとするならば、停止命令を出す権限があるのはどこなのか伺います。

また、今後同様な事態が生じることを防ぐために、巡回を強化していただくとともに、停止命令を出す権限がある機関と密な連携体制を取っていただきたいと思いますが、見解を伺います。危険な解体工事を停止できたとして、業者が現場を放置してしまうことも考えられます。放置された解体現場で倒壊などのおそれがある場合には、建築基準法10条に基づき、除去命令を出すことはできるのでしょうか、伺います。また、除去命令に対して従わない場合、品川区が建築基準法10条に基づき、代執行を行うことはできるのでしょうか、伺います。定義上、空家等対策特別措置法も使えるのではないかと思います。いかがでしょうか。

危険な解体工事は、隣接建物への損害のみならず、住民の生命にも関わる問題です。業者側が対応しない場合も含めた対策について、区役所内で共有していただければと思います。これは要望でお願いいたします。

最後に、いじめ対策について伺います。

いじめ問題については、令和2年に区立中学校で発生した事案について、決算特別委員会総括質疑でも取り上げました。被害生徒が度々気を失う、救急搬送される、適応障害の診断を受けるという深刻ないじめであったにもかかわらず、学校および区教委は、法で定められていたいじめ重大事態認定を約2年間行わなかったという極めて深刻な事案です。全国的にも報じられた本件ですが、区教委は、責任者、担当者の処分を一切行わず、また、第三者委員会から研修の効果検証を求められたにもかかわらず、客観的な効果検証を行っておりません。こうした対応に鑑みれば、今後もしじめ問題に関する不祥事が生じるのではないかと懸念せざるを得ません。

この状況を打破するには、当区におけるいじめ対策の抜本改革が必要と考えます。すなわち、品川区いじめ防止対策推進条例の改正です。現在のいじめ防止対策推進条例は、学校および区教委がいじめ対応に当たることを前提に制定されています。しかし、当区の状況や度々報じられる全国の不適切ないじめ対応を考えると、学校および区教委だけではいじめの重大化を防ぐことは困難です。

現在、区は区長部局にいじめ相談体制を整備するとしていますが、相談を受けても、学校や区教委任せ、連携止まりでは、問題は改善されません。重要なのは責任と権限です。この点、寝屋川市では寝屋川市子どもたちをいじめから守る条例を制定し、市長部局によるいじめ解決姿勢を明確にしています。すなわち、市長直轄の監察課がいじめ事案の調査を行い、市長が、加害児童・生徒の出席停止、別室指導、クラス替えなどを学校などに対して勧告する権限を付与しているのです。

当区においても、品川区いじめ防止対策推進条例を改正し、区長にいじめ事案の調査権限、事案解決に向けた関係機関への勧告を行う権限を付与すべきと考えますが、区の見解を伺います。

いじめ問題については、条例改正以外にも対応すべき問題があります。区のホームページを見ると、現在、いじめ重大事態が6件発生しています。この調査に当たるのは品川区いじめ対策委員会ですが、令和5年度の当初予算見積書上、委員の報酬は委員会9回分しか計上されていません。令和2年のいじめ事案について、1件のみで9回の日程が組まれていたことと思います。令和5年度の当初予算見積書で計上されているいじめ対策委員の報酬では、6件分のいじめ重大事態の対応報酬としては足りないと考えますが、区教委としてどのように対応するのか伺います。

多少予算を融通したとしても限界があると考えます。そもそも現在の委員報酬は、委員会に出席したら、委員長日額2万3,000円、その他の委員日額2万円という想定ではないかと思えます。これは実際に委員が調査を行い、報告書を起案するという想定していない報酬体系に思えます。実際、品川区には各種附属機関がありますが、事務局が提出した資料に対して意見を述べるという運用が多いのではないのでしょうか。しかし、いじめ対策委員会の任務は、第三者委員会として学校や教育委員会の対応について調査することも含まれています。委員自らが調査・起案しなければ、令和2年のいじめ事案のように教育委員会寄りの報告書が作成されるということになりかねません。

他自治体の中には、通常の委員会の出席報酬とは別に、委員が自ら調査、検証または報告書の作成に関する業務に従事した場合には、時間単位で報酬を支給する条項を設けるところがあります。当区においても、いじめ対策委員が自ら調査、検証または報告書の作成に関わる業務に従事した場合に、時間単位で報酬を支給する条項を設けるなど、報酬体系の見直しが必要と考えますが、見解を伺います。

いじめ事案においては、被害児童・生徒が自宅学習や別室登校を余儀なくされる事案が少なくありません。被害者がいじめ被害に加え、学習上の不利益を被るというのはあまりにも理不尽です。法律上は、加害児童・生徒に対して出席停止や別室指導措置を取ることが可能なはずですが、いじめ加害を理由とする出席停止は全国的にほとんど行われていません。

では、別室指導はどうかということで、令和5年度予算特別委員会で当区の実績について質問したところ、「実績はつかんでございません」との答弁がなされました。これは、区教委として無責任な態度と言わざるを得ません。区教委として各学校のいじめ対応を検証するためにも、加害児童・生徒に対する別室指導措置について実態を把握すべきと考えますが、見解を伺います。

また、どのような場合に出席停止や別室指導措置を取るべきなのか、運用指針や対応フローチャートがなければ、各学校も対応できません。運用指針や対応フローチャートをいじめ防止基本方針で定めている自治体もあります。当区においても、どのような場合に加害児童・生徒に対して出席停止や別室指導措置を取るのか、運用指針や対応フローチャートをいじめ防止基本方針に定めるべきと考えますが、見解を伺います。

最後に、以前も提案した点ですが、いじめ被害児童・生徒の転校支援についてです。いじめ被害を受けた児童・生徒の心理状態を考えると、いじめのあった学校に通うよりも転校したほうがよいという事案もあると思います。学校で起きた問題にもかかわらず、被害者側が転校費用を負担しなければならないとすれば不合理です。特に令和2年の事案のように、学校、教育委員会に不適切な対応があった場合にはなおさらでしょう。

先ほど取り上げた寝屋川市では、転校先の制服代や通学交通費などを補助する制度が創設されています。このように、いじめ被害を受けた児童・生徒が転校を希望した場合、その転校費用を補助する仕組みを導入すべきと考えますが、見解を伺います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長森澤恭子君登壇〕

○区長（森澤恭子君） 松本ときひろ議員の一般質問にお答えします。

私からは、メディア活用についてお答えします。

初めに、メディア活用に係る姿勢と、この1年間の所感についてですが、区政のトップとして自らが先頭に立ち、品川のまちの魅力や推進する施策に加え、災害に関する情報など区民に必要な情報をスピード感を持って区民のもとへ届けることが非常に重要であると認識をしております。

そういった中で、SNSなどのデジタルツールや広報紙等を活用した情報発信に加えて、定例記者会見の開催やメディアの取材等を通して、区の方針や施策、魅力を積極的に発信してきました。とりわけ、多様な媒体を活用して戦略的な情報発信を行うことで、区政に対する区民の理解と共感を深めることはもとより、各種メディアに数多く取り上げられることにより、区政や品川のまちの付加価値を高めていくことができると考えています。

次に、ソーシャルメディアアカウントを活用したシティプロモーションについてです。現在は、シティプロモーションアカウント「わ！しながわ」を活用し、区の取組や地域の情報を発信しています。今後も、私の個人アカウントでの情報発信と合わせて、引き続き品川区の魅力を発信してまいります。

次に、区内観光スポットの紹介動画についてです。動画による観光スポットの紹介はリアリティ感が増し、品川区の魅力が見る人に直接伝わるなど、訴求効果が高いと考えております。他の自治体の取組なども参考にしつつ、シティプロモーションの新たな展開等と合わせて、動画の活用についても検討してまいります。

〔企画部長久保田善行君登壇〕

○企画部長（久保田善行君） 私からは、PPP/PFI手法導入についてお答えします。

現在、改定作業を進めています公共施設等総合計画において、PPP/PFI手法導入優先的検討の考え方を整理し、国の手引に沿った形で区の方針を取りまとめる予定であります。引き続き、民間活力を活用しながら、効果的、効率的な公共施設等の整備に努めてまいります。

〔総務部長堀越明君登壇〕

○総務部長（堀越明君） 私からは、若い世代の区政参加と区長部局でのいじめ対応についてお答えします。

初めに、若い世代の区政参加についてですが、区が主催する会議などにおいて若い世代の方が参加されることは、変化に対応していく区政運営にとって大変重要であると認識しています。会議体の委員構成については、会議の目的を踏まえながら、若い世代の方の枠を設けるなどの工夫をしております。

例えば、青少年問題協議会検討部会には、区内在住・在学・在勤の若者枠を設けているほか、環境活動推進会議は土曜日に開催するとともに、大学生・高校生の方にもご参加いただいております。また、時間や場所に制約のある方の参加を可能にするオンライン会議については、多くの会議でご希望に沿って対応しております。若い世代の方に参加していただきやすい枠組みの設定により、さらなる関心と参加を引き出すことが期待できますので、今後も工夫・改善を図ってまいります。

次に、いじめ対策に関するご質問のうち、区長部局での対応についてお答えします。

令和6年1月から区長部局に設置する相談対応窓口については、学校や教育委員会と連携を図りながら、区長部局がいじめ解消まで関与する取組を進めていきたいと考えております。これらを制度的に裏づけるため、また、先般のいじめ問題調査委員会の答申でも提言いただいた必要なリソース・権限を有する組織とするため、現在、必要な規定の新設や、万が一学校や教育委員会の対応が適切でない場合な

どの区長部局としての対応について検討を進めているところです。

次に、費用負担についてです。転校費用の補助によって、新たな環境の中で教育機会を得られ、家庭の経済的負担を軽減できるというメリットが挙げられますが、一方で、被害者だけが環境を変えることが最善なのかなどについての慎重な検討も必要です。被害者の方のご意向を十分に尊重しながら運用することを視野に、その他の支援も含め、検討してまいります。

[都市環境部長中村敏明君登壇]

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、高齢者の住宅確保策と解体工事の安全性についてお答えをいたします。

初めに、住宅につきまして、区営住宅更新の見通しについてですが、区はこれまで、建物の長寿命化を図るため、耐震改修や防水工事、設備の更新などを計画的に実施してきたところでございます。現在、更新の予定はありませんが、引き続き入居者の皆さんが安心して住み続けられるよう適切に管理を行ってまいります。

次に、区営住宅の集約化、高層化、複合化についてですが、これまで西大井六丁目第三区営住宅や西中延区営住宅などが高層化、複合化されております。今後も住宅用地の地形、広さなど、立地条件や周辺環境の状況等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

次に、住宅確保要配慮者入居促進事業と高齢者住宅あつ旋事業の今後の予算と取組の見通しでございますけれども、住宅確保要配慮者入居促進事業の入居実績は、昨年度141件でしたが、今年度の実績は約200件と見込んでおります。また、高齢者住宅あつ幹事業の助成実績でございますが、昨年度57件、今年度は約100件と見込んでおります。今後、高齢化社会の進展に伴い、対象者が増加すると見込まれることから、実績を踏まえ、円滑に入居できるよう取り組んでまいります。

次に、高齢者住宅生活支援サービス事業についてお答えをいたします。本事業は、民間賃貸住宅への入居でお困りの方に対して、住まい確保と生活支援を一体的に提供するもので、品川区社会福祉協議会に委託をしております。なお、成年後見センターでは、現在14人のご利用者に対しまして、救急代理通報システム、定期連絡・生活相談、家財撤去のほか、お別れサポートなど多岐にわたる支援を行うとともに、必要に応じて成年後見制度につなげるなど、お一人おひとりに応じた対応をしております。賃借人死亡時に賃貸借契約解除等を実行する代理権の「受任者」として社会福祉協議会を選任することについては、高齢者への居住支援の観点から今後検討してまいります。

続きまして、同事業の利用に際し、居室の規模により、預託金額が異なる家財撤去・残置物処分への助成については、居住支援協議会でのご意見を踏まえ、国や都の動向も注視し、研究をしております。

次に、孤独死に対する保険料補助についてですが、賃貸人からは、孤独死は部屋を貸す際の大きな不安要素の一つになっていると聞いております。孤独死に対しましては、緊急時の早期発見など予防策を含め様々な方策が考えられますが、賃貸人と賃借人が互いに安心して入居できる方策について検討してまいります。

次に、解体工事の安全性に関するご質問にお答えをいたします。

初めに、南大井三丁目の解体工事現場における区の対応および現在までの状況についてですが、現地確認の後、速やかに事業者に対し、区道上に流出している土砂について道路法に基づき解消を指示し、その後、工事安全について聞き取りを行いました。その結果、安全に配慮した施工が行われていないこと、また、安全施工に対する認識が低かったことなどから、区として、現場の安全管理・施工計画を見直してから工事を再開したほうがよいとの考えから、事業者と協議の結果、なされたものでございます。

現在までの状況につきましては、現場の改善が行われ、改めて10月30日から工事が再開されました。

次に、原因および予防策についてですが、事業者からは、工事全般について聞き取りを行った際に、下請業者の行う作業について管理を怠り、元請業者としての責任で行うべき施工管理や安全管理が果たされていなかったことが明らかになりましたので、元請業者が現場管理を怠ったことが主な原因と考えております。今後の予防策についてですが、区内解体工事開始前の届出時などにおきまして、その機会を通じて確実な安全管理を実施するよう要請してまいります。

次に、事案発生後の調査状況についてですが、全数調査は行っておりませんが、この事案の直後、11件の解体工事現場について危険ではないかとの情報提供があり、現場確認を行いました。問題は発見されませんでした。区としましては、地域からの不安や心配の声が寄せられた際には、引き続き速やかに現場の調査を行ってまいります。

次に、停止命令の権限の所在についてですが、建設業の許可権限の関係で、事業所が所在する都道府県となります。

次に、権限のある機関との連携についてですが、区民の方から不安や心配の声が寄せられた際には、速やかに現場の調査を行い、関係機関と連携してしっかりと対応してまいります。

次に、建築基準法第10条に基づく除却命令ですが、第10条は、建築後の法改正により現行法に適合しなくなった、いわゆる既存不適格建築物に限るとされた規定ですので、当該事案においてこの規定を直接適用することはできませんが、工事現場を確認した上で、区として事業者に対し必要な対応を求めてまいります。

次に、代執行についてですが、建築基準法第10条や空家等対策特別措置法の対象となる建築物でないため適用はできませんが、建物を除却することは、工事発注者である施主や工事を請け負った元請解体業者の共通の目的でもあります。危険な状態が確認された場合には安全対策を速やかに行って、危険な状態を解消しながら解体工事を完了させるために、施主ならびに解体業者と最善の方法を検討してまいります。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） 私からは、教育委員会事務局におけるいじめ対策についてお答えいたします。

初めに、品川区いじめ対策委員会の委員報酬についてです。いじめの重大事態の調査に当たり、品川区いじめ対策委員会を適宜開催しているところです。委員報酬の費用につきましては、教育総合支援センター予算全体の中で適切に対応してまいります。また、委員が報告書の作成に関する業務等を行った際には、業務に適合した報酬を支払うことができるよう検討しております。

次に、加害児童・生徒に対しての別室授業等についてですが、令和4年度には実績がないことを確認しております。今後、適切に把握するよう努めてまいります。

次に、加害児童・生徒に対する出席停止等の運用指針や対応フローチャートの作成についてです。現在、品川区いじめ防止対策推進基本方針の改訂に合わせ、いじめ重大事態の認定フローや重大事態発生後の対応フローの作成を行っているところです。他自治体の事例も参考に検討し、速やかな整備に努めてまいります。

○松本ときひろ君 自席より再質問させていただきます。まず、各種ご答弁ありがとうございました。

区長のメディア活用についてですが、この一般質問の原稿をつくるときにはありませんでしたが、この間、橋下徹さんのネット番組にも出られたということで、そこで品川駅は品川区ではないというふうな話も出ていたということで、こうした区長がメディアに出ることによって、これまで品川区在

住ではない方にはあまり知られていなかった状況も知っていただけるということで、メディア活用はとても大事なというふうに思います。これはあくまでも感想です。

質問ですけれども、様々ご答弁いただいてありがとうございます。その中でいじめの問題ですけれども、状況の把握に努めていただきたいところで1点だけ私のほうからも再質問させていただきたいのが、いじめ対策委員の報酬のところですが、先ほどご検討いただけるということだったかと思えます。ただ、日額が今2万円とか2万3,000円というところなので、そうすると、実際に調査した日、委員会があった日にさらに調査するというふうな場合の対応というのも問題になってくるかと思えます。この辺りの現状の検討状況がありましたら、お伺いできればと思います。お願いします。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） いじめ防止対策に関する再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたが、いじめ重大事態の調査に当たりましては、委員として出席する業務というのは議員ご指摘のとおりでございます。その回数を増やして開催して様々協議をいただいたりですとか、あるいは当然第三者委員ですから、調査や文書作成、こういうところの業務も生じてくるというふうに想定しております。そういうことにつきまして、報告書の作成等に関する業務を行った際に、その業務に適合した報酬をお支払いできるように区としても検討しているところでございます。

○副議長（あくつ広王君） 以上で松本ときひろ君の質問を終わります。

次に、高橋しんじ君。

〔高橋しんじ君登壇〕

○高橋しんじ君 無所属、高橋しんじです。通告順に従って質問します。

区政運営についてお尋ねします。

区政の意思決定過程におけるコンプライアンス欠如について。今年度第3回定例会で品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例が可決されました。この条例案の提出過程で、定例会や決算特別委員会および所管委員会で質疑が行われました。この質疑の内容と情報公開請求により得た内容にコンプライアンスの視点から複数の瑕疵と思われる点がありましたので、組織の適正運営という観点から改めて質問します。

区立幼稚園の今後の方向性は、区長部局と教育委員会事務局の内部組織により検討され、単独園3園は閉園が適当であるとの結論です。この結論に異論はありませんが、この内容で令和4年8月18日付で区長決定しました。この区長決定は、今年の第3回定例会の一般質問で方向性の決定とはいえども、法的に教育委員会の権限を侵しているのではないかとお尋ねをしました。

現行の自治体の教育行政機構は、区長から相対的に独立した執行機関として合議制の行政委員会が組織され、そこに地域の教育問題の解決に関わる教育行政上の権限と責任が付与されています。その1つが、公立幼稚園が公立の義務教育施設と同様に、教育の中立性・安定性・継続性等確保のため、地教法21条第1項に基づき、教育委員会の権限に属する事務に位置づけられているからです。これに対し、教育次長は再々質問に対し、「今後、設置や廃止の具体的な手順に至る場合は教育委員会ですっきりと議論し、そちらの関係について議決を経て、それでしかるべき手続を取る」と答弁しました。

その後の決算予算特別委員会や文教委員会の会議録では、同様の趣旨の質問に対し、詳細の答弁をいただきました。例えば、今年の10月31日の文教委員会での立木保育課長の答弁は、「これから閉園、廃園の手続をすることになると、これは教育委員会の事務局で意思決定をした上で教育委員会に諮り、条例改正で皆様にご審議いただくという形になると考えています。教育委員会が意思決定する際には、設

置者は区長なので、区長部局の今後の方向性は当然相互で協議した上で、教育委員会でも意思決定を取った上で条例改正の процедуруを取っていますので、越権行為ではない」というものです。

また、同じく11月1日、宮尾庶務課長は、「地教行法21条の中に教育委員会が職務権限として行うべきものが明記されていますが、その中に「学校その他の教育機関」云々とありますが、端的に幼稚園の廃止に関することは、教育委員会の職務権限に属するとはっきり明記されています。ここに基づいて今後教育委員会で改めて再度議論して決定していくと、こういうプロセスは必ず必要になってくると捉えています」。「改めて廃止の決定に関しては、再度、これはもう法に基づくものとして教育委員会を開催し、そこで、また結論はどうなるか、全くフラットなところで教育委員会を開催して、そこで決定していくべきものということで認識しています」との記録を拝見しました。

そして、同11月17日の決算特別委員会で勝亦学務課長は、「幼稚園3園の廃園の方針は、補助執行している区長部局で子育て支援を一体的に行うという区長部局への補助執行の目的の中で検討を行い、幼稚園、保育園の入園状況などから調査を行って、その方向性を決めたものです。現段階では、方向性の決定ということで、廃園には教育委員会での議決が必要です。そこには至っていませんので、教育委員会での決定はまだ行っていない状態です」との答弁でした。

今回の伊藤幼稚園廃園に関し、地教行法21条第1項に基づく教育委員会の権限である廃止とする議決文書について情報公開請求したところ、教育次長から令和5年8月22日開催の令和5年第11回教育委員会定例会会議録が公開されました。この日の議案には、伊藤幼稚園廃止の審議はなく、関係があるとすれば、品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求についてでした。

教育長は、区立伊藤幼稚園という教育機関の廃止という重要事項を原案議案として付議せず、教育委員会への報告のみで陳情の判断や条例改正の立案請求を可決している状況です。これらの行為は、前述の3課長の答弁を反映しておらず、法令上要求されている手続が取られていないことの瑕疵に当たるものと考えます。せめて陳情の審議や条例改正の立案請求の前に議案として付議しなかったのか、教育長の見解を伺います。また、伊藤幼稚園以外の2園については、廃止時に今回と同様に教育委員会に廃止案件として付議しないで条例改正の立案請求する予定ですか。イエスかノーでお答えください。

次に、地教行法29条、教育委員会の意見聴取についてです。地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分について、定める議会の議決を経るべき事件の事案を作成する場合は、教育委員会の意見をきかなければならないと定められています。この件について、意見聴取を行った際の文書を情報公開請求したところ、総務部長から次のような決定通知がありました。決定に係る行政情報を保有していない。法第29条は、意見聴取の具体的な手法について定めていない。このため、本件のような教育委員会の所掌する事務に関する条例立案は、教育委員会の意思決定（議決）を前提にした教育委員会事務局の立案請求文書の受領をもって意見聴取としていると。

独立行政機関である教育委員会事務局からの条例立案請求について、総務部が立案請求の瑕疵や手続について議論すべきにもかかわらず、この権限を行使せず立案承認したことはコンプライアンスに反しており、瑕疵と言わざるを得ません。この点に関して区長の見解をお伺いします。

付け加えますと、区議会においても、条例審議を付託された文教委員会で、私を含め、教育委員会での幼稚園廃園決定および審議状況について、報告経過等への確認など委員会調査権の不十分さがあったことは、思慮が浅かったと反省しなければならないと思っています。

①公益通報について。品川区は、品川区職員等の公益通報に関する要綱を定めています。伊藤幼稚園廃園に関し、明らかな意思決定過程におけるコンプライアンス欠如について、なぜ公益通報が機能しな

かったかという観点から伺います。廃園までの進め方について疑問に思っている賢明な区職員も多数おられるものと推測します。この要綱に基づき、公益通報を行った職員はいたのでしょうか。教育委員会事務局、区長部局の中でそういった認識を持つ職員はいなかったのでしょうか。パワハラ、セクハラだけが通報の対象ではないと思います。それぞれ伺います。このような事案がまかり通る組織であれば、改めて何らかの組織運営の改善を図る必要があるのではないかと考えます。見解を伺います。

③退職管理の適正の確保について。平成28年度より地方公務員法改正で、地方公共団体は退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずることとなりました。具体的な内容は、再就職情報の届出と元職員による働きかけの禁止です。そのうち再就職情報の届出は、一度でも課長級以上にあった職員が離職時の任命権者に届け出る場合が3点挙げられています。

現在、東京都はもちろん、特別区で13区が条例制定し、届出があった退職者は再就職先が公表されています。また、条例が未設置の大田区、世田谷区も公表して、合計15区がホームページなどで公表しています。総務省は、再就職状況の公表は、職員であった者の再就職に関する透明性を高めることを通じて、住民の信頼確保に資するものであるとしています。品川区は、法改正後8年が経過していますが、条例もなければ、公表もしていません。その必要を認めなかったということでしょうか。また、条例制定に向けて前向きに検討する時期です。それぞれ見解を伺います。

Ⅱ、教育・子ども施策について。

1、教育施策についてお尋ねします。

①これからの教育の在り方について。広報しながわ9月21日教育特集号で教育長のコメントを拝見しました。そこではウェルビーイングを多用しています。教育委員会は、方向は同じだとしても、区長部局とは明確に独立した行政組織です。区長と同じ言葉ではなく、教育長ご自身の言葉でご説明していただきたいと思います。私が不勉強のため、残念ながらこのコメントからは、なぜ子どもたちの一人ひとりのウェルビーイングが求められるか読み取れませんでした。

ウェルビーイングは、品川区でかつて脳科学との関係として平成17年に区議会で議論されています。現在、教育界でも注目されている考え方です。中央教育審議会の令和5年3月の次期教育振興基本計画答申では、ウェルビーイングという言葉が実に49か所で登場しました。この答申を踏まえた子どものウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイングとはどのようなことか、教育長の理念、ビジョンを示してください。

そして、仮に多用するならば、教育の世界でこのウェルビーイングという考え方はどのような流れがあり、特に品川区の教育現場ではどのような課題があり、それに基づいた教育施策を具体的にどのように展開しようとしているのでしょうか、伺います。また、この点を踏まえて、教育大綱、品川区教育委員会教育目標・基本方針、品川区立学校教育要領などの品川区の基本となる教育計画等にどう反映させていくのでしょうか、それぞれ伺います。

②小中一貫教育の検証とこれからの方向性。小中一貫教育は、平成18年度から全ての区立小中学校で実施され、もうすぐ20年です。小中のギャップをなくし、不登校生徒を少なくできるなどの目的が語られました。来年1月に小中一貫教育全国シェアミーティング in 品川が開催予定です。テーマは「これからの小中一貫教育」、そこでの発表内容に関連して、現時点で教育委員会が認識している小中一貫教育の成果と課題を伺います。

区長の公約に「小中一貫校に先端的な教育をモデル導入するとともに、その成果を全校に広げ、教育の質を向上させる」とあります。その前に、改めて教育委員会として、小中一貫教育の理念や目的を踏

まえ、不登校、いじめの解消、市民科の意義と役割、ICTの活用など総合的な視点で現在までの成果と課題を検証し、次のステップを構築するための検証委員会を立ち上げて、体制を整備すべきです。見解を伺います。また、約20年たち、そして教育界の大きな変容の中で、小中一貫教育要領の改訂も行うべきと思いますが、見解を伺います。

③大学の教育実習生受入れについて。東洋大学文学部教育学科初等教育専攻では、独自の教育実習で、文京区、板橋区、荒川区などの区立の実習協力小学校と定例提携し、1年次は観察実習、2・3年次は週1回の実習、4年次の教員免許取得に必要な4週間の教育実習まで同じ小学校で行うことにより、教育実践と大学での学習とを結びつけ、実践的指導力を育成しています。

一方、学校現場では、実習生により支援が必要な児童の指導を行うことが可能となり、貴重な人材確保となっています。品川区の小学校でも、このような大学生の受入れは次世代の教員育成に寄与し、さらに将来の固有教員として、品川区の教育を理解した区立学校での教育を担う人材育成にもつながり、教員支援体制の強化となります。東洋大学のような独自の教育実習への協力体制と、品川区立学校でも受け入れることについて提案します。また、予想される成果と課題もお尋ねします。

2、不登校対策についてお尋ねします。マイスクールについて。今定例会の補正予算案にマイスクール西大井開設準備経費が計上されたことは、不登校施策の大きな進展として受け止めています。文科省では学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校の設置を推進し、他区でも設置され、手厚く配置された正規教員によるよりきめ細やかな少人数の授業を展開しています。教育課程に準拠することなく、子どもたちの実態に応じて弾力的な指導計画が準備され、丁寧な個別対応が可能で、養護教諭やカウンセラーも配置し、悩み等をすぐに相談・対応できる体制です。在籍校への復帰を目的にせず、不登校の子どもたちの将来における自己実現を見通し、長期的な視点に立った指導が行われています。

令和3年第4回定例会一般質問で私の特例校設置の提案に対する教育次長の答弁は、「現在、本区では、不登校児童・生徒の出現率が国や都よりも低い状態であることから、現時点での不登校特例校の設置申請は考えておりません」というものでした。しかし、実態として、品川区の不登校児童・生徒の出現率は、2017年と2022年との比較で小学校5.2倍、中学校2.3倍、全体で3.85倍と、全国の2.5倍を上回っています。また、在籍者数の3.81%と、こちらも全国の3.2%を上回り、明らかに増加傾向です。

不登校特例校の理念、不登校特例校のメリット・デメリットについて伺います。このような不登校児童・生徒の増加という実態を踏まえ、早急に設置すべきと思います。モデル実施としてマイスクール八潮を不登校特例校に提案します。特例校を設置しない理由とそれぞれの見解を伺います。これは、教育長が強調する教育と福祉両方の視点を学校の機能として捉えることが可能です。見解を伺います。

また、品川区でも他区のように不登校対策基本方針や不登校対策アクションプランなどを定め、不登校への総合的な対策を効果的に推進するために、基本的な方針や不登校施策の取組について体系的に施策を展開すべきと考えます。見解を伺います。

3、特別支援教育についてお尋ねします。①中学版すまいるスクールの整備について。障害を持つ小学生は、すまいるスクールで受け入れる体制が不十分ながらもあります。しかし、特別支援学級に在籍している中学生の放課後は、保護者にとって大きな悩みとお聞きします。すまいるスクールは、文科省と厚労省の施策の壁を取り除いた全国自治体の先進施策でした。他の自治体の先例となる中学版すまいるスクール事業を創設するための制度設計、例えば放課後デイをすまいるスクールのように学校内で事業者へ委託して実施する方法が考えられます。外部の放課後デイに依存している現状を打破し、また障害児者のウェルビーイングのためにも、まさに教育長がかねてから主張されている教育と福祉のつなが

りのある事業です。見解を伺います。

②特別支援教室について。特別支援教室の指導内容・方法は、通常学級の教員と共有される必要があります。先生方は、子どもたちが使っている「ロイロ・ノート」に実践のデータを投稿でき、資料を共有しています。効果的な実践事例をデータベース化して、指導の参考にできる取組として評価できますが、指導課が管理者となり、整理や助言を加えて再編集し、さらに深化させた指導の参考資料として、子どもたちの支援ツールという有効な教材を作成してはいかがでしょうか。

支援を必要とする子どもたちが増え、教室不足の学校が数校に上ると伺っています。そのための支援教室の一部が通常学級で利用され、すまいるスクールの部屋を午前中利用したり、広めの廊下の一部を利用している状況があると聞きます。十分な指導が行われているとは言い難い教育環境です。指導教室利用のニーズが今後も高まる中、指導教室の整備がどのように計画されているのか、在籍児童・生徒の指導を行う教室などの環境整備について伺います。現状の課題と対応、また今後改築が予定されている学校では十分に配慮された設計なのか伺います。

3、子ども・若者施策について。

多様な子ども・若者生活施策についてお尋ねします。長期基本計画には、全ての青少年の成長を支援するとして、「(仮称)子ども・若者センターの開設運営」とあります。「青少年のボランティアやスポーツ文化活動への参加を支援します」ともあります。ここでは児童センターではなく、若者が区政に参画する仕組みづくりとして、中高生・若者が集う会議体・施設などの開設運営を提案します。

多様な子ども・若者施策の一つとして、品川区でも若者が参加しやすく、チャレンジできる場や会議体を提供するなどの施策を求めます。そして、若者利用に特化した、あるいは優先した施設の開設準備を提案します。それぞれ見解を伺います。

多摩市は、多摩市若者会議を実施し、成果を踏まえて活動が継続されています。全国的にも有名な愛知県新城市の若者議会は、毎年度1,000万円までの予算を提案する権利が与えられているのが特徴です。今年度まで43の施策を実施し、今年度は3つの施策を提案し、約200万円の予算が市議会で承認され、実施されます。

大阪府富田林市では、富田林市若者条例を制定し、若者が活躍できるまちづくりを推進する基本方針を定めました。若者会議を開催し、様々なイベントを企画運営しています。富田林市の特徴は、きらめき創造館の存在です。若者の育成拠点と位置づけ、青少年を中心とした市民の自主的な活動を支援することが設置目的の施設です。自習室、グループ活動室、読書・休憩などのフリースペース、演奏できるスタジオなど充実した施設です。子ども・若者の意見を聴くことは、新たな可能性を秘めたチャレンジです。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

〔区長森澤恭子君登壇〕

○区長(森澤恭子君) 高橋しんじ議員の一般質問にお答えします。

私からは、子ども・若者施策についてお答えします。

(仮称)子ども・若者センターは、全ての青少年の支援を目的としたもので、居場所、異世代交流、若者による情報発信など総合的な活動拠点を想定しているものです。この施設は、若者が区政に参画するための仕組みの一つとして活用するほか、乳幼児親子との交流や地域団体等との連携を通して、自己実現、将来の夢を見つけることのできる場となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。また、検討に当たっては、若者当事者の声を聞くことに加え、他自治体の例も参考にまいります。

〔教育長伊崎みゆき君登壇〕

○教育長（伊崎みゆき君） 私からは、教育施策に関するご質問にお答えします。

初めに、ウェルビーイングについてです。今年6月に閣議決定された教育振興基本計画において、総合的な基本方針として、持続可能な社会の作り手の育成と日本社会に根差したウェルビーイングの向上が掲げられました。ウェルビーイングとは、短期的・個人的な幸せな感情ではなく、個人のみならず、個人を取り巻く環境が持続的によい状態であるという包括的な考え方であるという理解をしております。

ウェルビーイングの理念の実現においては、子どもたちが自己肯定感を基盤として主体性や想像力を育むとともに、学校や地域が共感的・協調的な関係性に基づく中で、子どもたち一人ひとりを支え、将来にわたって世代を超えて循環していくことが重要であると考えております。ウェルビーイングの実現を目指すに当たっては、子どもたちのみならず、教員や地域も含めたウェルビーイングをどのように具現化していくかが課題であると捉えており、今後検討を進め、区の計画等の中で示していきたいと考えております。

次に、一貫教育の成果と課題についてです。成果としましては、品川コミュニティ・スクールを全校展開し、義務教育9年間の一貫教育における連携グループごとに、校区教育協働委員会での熟議が継続的に実施されるとともに、学校支援地域本部が充実してきていることが挙げられます。また、英語教育では、9年生における英検3級程度以上の割合が約8割となるなど、国の示す目標を大きく上回り、9年間の系統的な英語科の学習成果を確認することができます。

課題としましては、不登校児童・生徒の数が増加していることと捉えており、子どもたちが抱える困難を解決するために、一人ひとりのウェルビーイングの実現を目指していくことが必要であると考えております。一貫教育のさらなる推進に向けましては、有識者を含めた教育検討委員会において成果と課題を精査し、取組の方向性を協議しており、その結果を次期区立学校教育要領の改定に反映してまいります。

大学生については、東京都教育委員会の教師養成塾の塾生や未来塾の指導員、勉強合宿の指導補助者として受け入れており、これらを経験した大学生が区立学校で正規の教員として勤務するなど、人材確保の機会となっております。実習生の受入れは、学校経営のサポートにつながる一方で、学校教職員の負担増が懸念されるため、大学との連携については、持続可能な在り方を研究してまいります。

〔総務部長堀越明君登壇〕

○総務部長（堀越明君） 私からは、行政手続等についてお答えいたします。

初めに、教育委員会からの条例立案請求につきましては、教育委員会で条例案が審議され、その議決に基づき立案請求がなされており、手続に瑕疵があるとは考えておりません。

次に、公益通報についてですが、お尋ねの伊藤幼稚園廃園に関する職員からの公益通報はございません。公益通報の対象は、法令に違反し、または違反することとなるおそれのある事実や、人の生命、身体、財産その他権利利益を害し、またはこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実、このほか行政運営上の不当な事実についてです。同園の廃園手続に瑕疵はなく、本件に関して組織運営の改善が必要であるとは考えておりません。

次に、退職管理の適正確保についてですが、地方公務員法においては、元職員による働きかけの規制に加え、規制違反に対する任命権者による調査、人事委員会による調査および経過報告の要求や意見陳述など監視の仕組みが構築されているとともに、規制違反に対しては懲役などの制裁措置も規定されております。区を退職する職員については、地方公務員法のこれらの規定を説明しており、これまでに抵

触する事例もなかったことから、いわゆる退職管理条例の制定や再就職状況の公表を行っておりませんが、今後、他自治体の状況などを踏まえ、研究してまいります。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） 私からは、単独幼稚園の閉園手続および不登校対策と特別支援教育についてお答えいたします。

初めに、伊藤幼稚園の閉園については、令和4年8月23日の教育委員会に報告し、質疑等を行った後、教育委員会として了承されています。その後、令和4年9月の閉園時期の変更、12月の陳情審査においても質疑および審議が行われております。また、令和5年第3回定例会で議決いただいた品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求の教育委員会における議案審査についても、教育委員が十分に内容を理解した上で質疑等を行い、議決されております。

なお、今後の単独園2園の閉園手続については、これまで議会からいただいた意見等も参考に適切に進めてまいります。

次に、不登校対策についてお答えいたします。まず、不登校特例校とは、不登校児童・生徒に対する教育機会の確保の観点から支援の充実を図る一つの取組であり、特別の教育課程を編成し、児童・生徒の実態に配慮した教育を行うことができるほか、校長を含む正規の教員の配置などのメリットがあると捉えております。一方で、入学に当たり在籍校から転校する必要があるなど負担があります。

品川区では、マイスクール八潮において独自のカリキュラムを設定し、在籍校との連携を密に取りながら、児童・生徒一人ひとりの支援に努めております。引き続きマイスクールをはじめ、校内別室指導支援員配置事業などの取組を充実させ、関係各所とも連携して、一人ひとりの居場所の確保や学びの多様化への対応に努めてまいります。特例校の設置については、研究課題と考えております。

不登校対策の基本的な方針については、国の不登校施策の動向を注視し、検討してまいります。

次に、特別支援教育のご質問にお答えいたします。まず、中学生版のすまいるスクール事業につきましては、ニーズや在り方を含め、今後研究していくものと考えます。現在、特別支援学級に在籍する子どもの放課後については、部活動など一人ひとりの実情に応じて過ごしており、児童福祉法に基づく支援である放課後等デイサービスの利用も増加しています。

次に、特別支援教室の指導については、教育会や担任会などでそれぞれの実践を共有しており、教材については、都や国の情報を含め、効果的な事例を提供していくなど、充実を努めてまいります。特別支援教室の現状については、利用する子どもの指導に影響が出ないように、校内で調整を図っております。なお、今後の改築校については、特別支援教室を計画に含め、整備を進めているところです。

○高橋しんじ君 それぞれありがとうございました。自席から再質問させていただきます。

子ども・若者センターは、今まで品川区ができ得なかった新たな試みだと思います。ぜひ推進していただきたいと思います。また、教育長のほうからウェルビーイングの理念、ビジョンをいただきました。実現に向けて施策展開を進めていっていただきたいと思います。それぞれ要望いたします。

伊藤幼稚園ですけれども、伊藤幼稚園は、地方自治法に基づく公の施設です。教育委員会の管理下に置かれています。区長部局から独立した意思決定機関であることから、教育委員会の意思表示を明確にする必要があります。先ほどいろいろ議論した、あるいは審議したというご答弁がありましたけれども、議案として審議しなかった、そして議案として議決しなかったということについて改めてお伺いします。

品川区教育委員会の会議規則によると、廃止案を付議さえすれば、先日の条例改正で一括審議も可能であったわけです。これすらも行わなかったということは作為的であるとも思われます。そのところの

説明を伺います。区としてこの方法が通用するのであれば、行政法上問題がないと判断するでしょうか、お尋ねします。ほかの2園ですが、適正に処理するということですが、その適正の意味、あるいは今回の処理、伊藤幼稚園は適切ではないということになるのでしょうか。

次に、意見聴取です。このように29条に規定されています。もちろん義務のあれではないんですが、意見を聴かないで議案を作成することはコンプライアンスに反すると思います。方法や様式は規定されていないんですけれども、ほかの自治体では、川崎、岐阜などは書類で提出しています。それが独立した機関としてやるべきことだと思います。区長部局としてそれをまた求めることであると思います。この件についてお考えを伺います。

公益通報は、瑕疵がないためなかったというご答弁ですけれども、順番としては、通報があつて、調査して、瑕疵があつたかどうかを判断するんだと思います。ですから、通報があつたと。ところが調査した結果、瑕疵はなかったというなら分かります。そうではなくて、瑕疵がないため通報がないというのは……

○副議長（あくつ広王君） 高橋君、質問をまとめてください。

○高橋しんじ君 すみません。退職管理については、区長の公約の100の政策で規制改革のうち、徹底した情報公開とありました。それは無駄の削減だけではないと思います。再就職して不正しているわけではありません。ぜひその点をお尋ねします。

○副議長（あくつ広王君） 質問を終わってください。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） 私からは、伊藤幼稚園の閉園の手続についての再質問にお答えを申し上げます。

伊藤幼稚園の閉園の手続でございますが、今年8月の教育委員会において伊藤幼稚園を閉園するため、幼稚園条例の改正の立案請求について審査・議決を行ったものでございます。伊藤幼稚園に関わる部分を削除するという内容について内容もご理解いただいた上、議決がされておりますので、適切に手続がなされているものと考えております。

また、こちらの方法等についてでございますけれども、かねてより学校の設置・廃止における審議等も行っておりますが、そちらのほうの状況にもものつとった形で行っているものでございます。

今後の2園の閉園手続につきましては、繰り返しになりますが、これまで議会からいただいたご意見等も参考に適切に進めてまいります。

〔総務部長堀越明君登壇〕

○総務部長（堀越明君） 再質問にお答えをいたします。

意見聴取の部分でございますけれども、法は意見聴取の具体的な方法について定めてございません。教育委員会のほうで議決をされ、立案請求された議案について区のほうに提出されたものでございますので、瑕疵はないというふうに考えてございます。

それから、公益通報についてでございますが、通報があれば、全ての案件について区としてしっかり対応していくという考え方でございます。今回の場合には通報もございませんでしたし、手続に瑕疵があるものではないというふうに考えてございます。

それから、退職管理につきましては、先ほどご答弁したとおり、今後、他自治体の状況を見ながら研究を重ねてまいりたいと、このように考えてございます。

○高橋しんじ君 それぞれありがとうございました。

伊藤幼稚園ですけれども、立案請求のときという話ですが、だから、そのときに議案として伊藤幼稚園を廃園するというのを付議すればよかったわけです。それをしなかったのはなぜかということです。教育委員会の方にご理解いただいた。それは、教育委員の方はご理解したと思います。それを議案として決議すればよかったのではないかと思います、それで付議すれば済んだんです、会議規則にありますから。というのをなぜ付議しなかったかというところの説明が私にはちょっと分かりませんでした。もう一度お願いします。

それから、意見聴取については、法律にないからということでありましたけれども、区長部局と教育委員会との間の関係から、具体的にしっかり意見聴取をするべきだと思います。これは要望で終わります。

公益通報は、恐らく職員の方々が賢明な方がたくさんいらっしゃると思います。その方々が公益通報を今のご答弁だとやらなかった、誰もいなかったということでもありますか、もう一度確認します。この件について瑕疵があるかどうかは置いておいて、職員の方、教育委員会の事務局の方から何らかの広域通報がなかったのか、もちろん部署はどこか明かさなくても構いませんけれども、そこを確認したいと思います。

退職については、15区がオープンにしているわけですから、研究というレベルではもうないと思います。周回遅れになると思います。区長の徹底した情報公開という公約にも合致すると思います。その点、もう一度お願いします。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） 伊藤幼稚園の閉園手続に関する再々質問にお答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたが、幼稚園条例の改正の立案請求の中において伊藤幼稚園に関する部分を削除するという内容、こちらについても理解をしていただいた上で、準備状況、それから周知の状況、閉園までしっかりしていく、その辺の状況までも確認をしていただいた上で議決をされており、適切に手続がなされたものと考えてございます。学校その他教育機関の廃止に関することという伊藤幼稚園廃止の意思決定も、この議案審議の中で併せてされているものと考えているところでございます。

〔総務部長堀越明君登壇〕

○総務部長（堀越明君） 再々質問にお答えをいたします。

ご質問にありました公益通報に関してですが、先ほど来ご答弁申し上げましたとおり、公益通報についてはございませんでした。

それから、退職管理の適正確保についてですが、これは研究を重ねていくというふうに考えてございます。それから、これは法律等によりまして必要と認めるときは条例で定めてというふうになってございますし、その自治体の規模などに応じて合理的な対応をしていくというのが法の趣旨だというふうに理解しておりますので、先ほどご答弁申し上げたとおり、その点も含めて研究してまいりたいと、このように考えてございます。

○副議長（あくつ広王君） 以上で高橋しんじ君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 2 時 16 分休憩

○午後 2 時 34 分開議

○副議長（あくつ広王君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

こんの孝子君。

〔こんの孝子君登壇〕

○こんの孝子君 品川区議会公明党を代表して一般質問を行います。

初めに、ヤングケアラー支援についてです。

2021年、国は、ヤングケアラーの問題について、公明党より省庁間の縦割りを超えた支援の構築をとの訴えにより、厚労省と文科省の合同プロジェクトチームを発足させ、翌22年度にヤングケアラーの早期発見や把握等のための実態調査を行い、その結果に基づく支援策として、ヤングケアラーの早期把握、相談支援、家事育児支援、介護サービスの提供の4つを打ち出しました。

質問の1点目は、ヤングケアラーの実態や現在の取組についてです。昨年、品川区は、教職員や関係機関向けのアンケート調査を行い、その結果を踏まえた支援策として、今年度はヤングケアラーコーディネーターの配置や子ども向け実態調査、子育て世帯訪問支援事業などに取り組んでいます。そこで、まず品川区におけるヤングケアラーの実態など現状についてお知らせください。また、アンケート調査によるケアラーへの気づきや関係機関へのつなぎの対応について、現状と課題をお聞きします。また、今年度より取り組まれている事業について、国が示す4つの支援策との関連性など、それぞれの事業内容をご説明ください。

質問の2点目は、家事支援など子育て世帯訪問支援事業の充実についてです。昨年のアンケート調査によると、家族の中でケアを必要としている人、「兄弟」52.5%と最も多く、「母親」42.5%、「父親」12.7%と続き、ケアの内容は、食事の準備や掃除、洗濯などが52.9%と最も多く、その他「感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）」が挙がっており、家族のこととはいえ、ケアラーの責任や負担は重く、ケアラーとその家族への支援が求められています。

品川区は今年より、ケアラーの負担を軽減するために、食事の世話や掃除などの家事支援、または乳幼児などの育児支援を行う訪問支援事業を開始しました。ケアラーが置かれている状況は、各家庭によって様々ですが、状況に合った支援をするためには、ケアラーだけでなく、家族全体へのアプローチが必要です。港区では、食事・掃除・買物支援などの家事支援のほか、家族1人当たり1食の配食支援も行っています。この支援は、ケアラーやその家族への見守り、状況変化を把握するには有効な支援の一つと考えますが、ご見解をお聞かせください。

また、訪問支援員が支援を行った際、家族内の状況変化や課題が見えてくることがあると思います。そのような場合の対応として、支援へのつなぎはどのようにされているのでしょうか。訪問支援員が気づいた状況変化などは、速やかに適宜適切な支援につなげることが重要であり、関係機関と情報を共有し、対応が取れる連携体制が必要だと思いますが、お考えをお聞かせください。

質問の3点目は、介護サービスの提供についてです。現在、家族に介護が必要となった場合、必要なサービスをケアマネジャーと検討しますが、その際、一般的には、就学している子どもも含めた同居家族がいた場合は、在宅で介護をする人がいるとして介護サービスを受けられないことがあります。制度としてこうした子どもを介護力としている実態が、ケアラーの支援の妨げになっていると懸念します。

国では、既に子どもが主たる介護者となっている場合には、子どもを「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮するよう、地方自治体に通知しています。ケアラー家族への適切な介護サービスを提供するためには、まず制度について介護部門の所管を含めた庁内連携と意

識統一を図ること、ケアラーに関するケーススタディ等をケアマネジャーに周知することなど、支援の体制整備が必要ではないかと考えます。ご見解をお聞かせください。

質問の4点目は、若者ケアラーの実態調査についてです。さて、ヤングケアラーとみなされる子どもの年齢は国によって異なり、イギリスでは18歳未満、オーストラリアでは25歳以下となっています。一方、日本では法律上の定義はありませんが、日本ケアラー連盟では、18歳未満をヤングケアラーとし、18歳以上おおむね30歳代までは若者ケアラーと示しているなど、現在、国では支援の対象年齢とケアの範囲については論議されています。

18歳未満のケアラーの認知が増す一方、同じように大きな負担を抱えながらもあまり認知されず、社会から孤立する若者たちの存在、若者ケアラーについて注目されるようになってきています。若者ケアラーが抱えている問題について、2022年度、日本総合研究所が行った調査によると、大学入学以前からケアラーだった人の50%以上が家族の世話をすることで、大学進学の際、何かしらの苦労や影響があったと回答。また、具体的な悩みとして、学費等の経済的な不安、受験勉強時間の制約などが挙がっています。また、若者ケアラーのうち約50%が就職に何かしらの不安があり、約37%のケアラーが精神的なきつさを感じていることなどが報告されています。しかし、現在、国としては若者ケアラーの実態調査は行っていませんので、支援策は不十分な状況です。

さて、品川区は、第4期地域福祉計画策定に伴う区民アンケート調査を行い、その結果、20から29歳の若年層の5割弱が孤独を感じていることが明らかになっています。そこで、若者ケアラーについての認識をお聞きするとともに、今後、若者ケアラーへの支援を考える上で、若者ケアラーの実態調査も必要ではないかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

次は、高齢者の健康と介護予防のための孤食対策についてお尋ねします。

昨年度より品川区は、高齢者の方々が介護予防や健康づくりなどを目的として、自主的にグループで活動する地域介護予防活動「通いの場」を展開しています。運動や体操、講座や講演会を開催するなど、活動の支援を行っていますが、今年の夏に開催された理学療法士による「出張！フレイル予防講座」は、食事や口腔についての講座が行われ、好評だったとお聞きしています。参加された高齢者からは、「栄養素を知り、栄養バランスのよい食事をすることがより健康につながる事が分かり、とてもためになりました。こうした講座を聞いて実際に作ってみんなで一緒に食べたら、もっと健康によいのではないのでしょうか」とのお声がありました。

質問の1点目は、高齢者の孤食の現状についてです。農林水産省の食育に関する意識調査報告によると、70代女性の4人に1人が毎日1人で食事をしていて、一緒に食べる相手がいない人は約31%となっており、ひとり暮らしの高齢者に限らず、日中は1人、帰宅が遅い家族との時間が合わないなど、1人で食べる高齢者が増加傾向にあり、高齢者の孤食が問題視されています。

1人の食事はつつい面倒になり、簡素な食事で済ませる、あるいは食べない。食事を無駄にしたいのでいつも同じようなメニューになってしまう。また、会話がないため、食べていてもおいしくないなど、栄養バランスの偏りや食欲不振など、1人で食べる孤食は健康を害してしまうリスクにつながるとして、誰かと一緒に御飯を食べる「共食」が推奨されています。そこで、現在、品川区における高齢者の孤食についてはどのような認識でしょうか。課題と併せてご見解をお聞かせください。

質問の2点目は、孤食対策としてシニア食堂の実施についてです。さて、先日、高齢者クラブの会長より、高齢者の孤食について、子ども食堂の高齢者版、みんなで一緒に食事をするシニア食堂はできないでしょうかとの要望がありました。現在、子ども食堂によっては大人の方もどうぞというところもあ

りますが、高齢者が高齢者同士会食しながら交流の機会が持てるシニア食堂が求められています。

現在、品川区では、フレイル予防として、シニアのための男の料理教室やわくわくクッキングなどに取り組んでいます。今後は、例えば月に1回、バランスのよい食事をみんなで食べる高齢者の会食活動、シニア食堂の取組も考えられると思います。

東京都では今年度、TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業を実施しております。この事業は、地域住民が主体となって実施する、高齢者が参加できる会食活動（シニア食堂）を支援する市区町村に対し、補助する事業です。元気な高齢者の社会参加や外出促進、フレイル予防の観点から、高齢者の孤食対策として、シニア食堂を希望する自主グループへ東京都の事業を活用するなど支援を検討してみたいかがでしょうか。東京都の事業概要と併せてご見解をお聞かせください。

次は、子どもの歯の健康についてお尋ねします。

歯科の二大疾患といえば、虫歯と歯周病です。特に歯周病は国民病と言われ、悪化すると歯を失い、生活習慣病など全身疾患に関わるとされる恐ろしい病気です。両疾患が共通する主な発症の要因は、口腔内の衛生状態のほか、歯並びやかみ合わせです。

さて、厚生労働省が公表している令和4年歯科疾患実態調査によると、80歳以上で自分の歯が20本以上残っている人は、これまで10人に1人から2人に1人以上となり、80歳の51.6%が8020達成者であることが分かりました。しかし、一方で、全年齢層のほぼ2人に1人は、4ミリ以上の歯周ポケットのある歯周病が見られ、高齢になるほどその割合が高くなることが明らかになっています。また、歯周病で歯を失うケースは、年齢が高いほど歯を失う割合が高くなっていますが、下は15歳未満からも見られ、25～29歳で約3%、35～39歳では約12%、40～44歳では約24%となっており、生涯健康な歯を保つためには、早い段階からの対策が重要ではないかと考えます。

質問の1点目は、児童・生徒の歯の健康状態についてです。一般社団法人日本小児歯科学会は、虫歯と歯周病について、虫歯は近年全国的に減少傾向ですが、歯周病は小児期から徐々に増加傾向にあり、予防のためには、虫歯と歯周病の予防だけでなく、歯並びやかみ合わせ、口腔機能の異常についても対応することが重要としています。

さて、品川区における児童・生徒の現状ですが、昨年の品川区立学校歯科健診によると、歯周疾患と歯周疾患要観察は学年が上がるにつれて急増し、7年生～9年生の男子は約27.5%（715人）、女子は約20.2%（461人）となっています。こうした現状から、将来歯を失うおそれのある児童・生徒を看過することはできず、対策が必要と考えます。そこで、まず児童・生徒の歯の健康状態について認識をお聞かせください。また、歯周疾患や要観察の児童・生徒への対応について、区のお考えをお聞かせください。

質問の2点目は、正常な歯列・咬合についてです。現代の子どもたちは、昔に比べ顎や顔が小さい傾向にあり、そのため大きな歯が適切に収まらず、歯並び（歯列）が悪くなり、かみ合わせ（咬合）に異常がある症状が増加しています。かみ合わせが悪いと、歯並びが悪いといった見た目だけでなく、食べ物をしっかりかむことができなかつたり、歯の掃除がしにくいいため、虫歯や歯肉炎の原因になるとされています。

昨年の学校歯科健診における歯列・咬合異常の現状は、男子3.08%（356人）、女子2.76%（319人）となっております。生涯にわたって歯と口腔の健康を保つことは疾病予防や介護予防につながり、ひいては医療費や介護保険料の削減にもつながると考えます。そのためには子どもの頃からの対策が重要であり、予防や治療とともに正常な歯列・咬合の状態を保つことが望ましいとされ、そのためには歯科矯

正が有効であると考えられます。

しかし、歯科矯正は基本自由診療のため、公的医療保険は適用されず、医療控除など適用しますが、そもそも高額な費用がかかるため、歯科矯正を断念してしまうのが現状です。そこで、一般的に一定期間つける矯正装置は、現在従来型の床矯正装置のほかマウスピース型など様々な装置があり、医療機関にもよりますが、1装置およそ3万～5万円となっています。将来、児童・生徒が歯周病で歯を失うことのないよう、生涯にわたる歯と口腔の健康を保つために、歯列・咬合異常の治療に有効とされる歯科矯正への支援を要望します。ご見解をお聞かせください。

最後に、生活環境保全のための迷惑防止対策についてお尋ねします。

質問の1点目は、生活環境が損なわれる迷惑行為についてです。地域の迷惑行為として不快と感じる生活騒音や野生のハトへの餌やり、ペットの飼い方、散歩の際のふん尿の不始末、民家の樹木が電線にかかる、空き家の伸び放題の雑草、ごみや悪臭の問題などが挙げられます。近隣トラブルは住民同士の問題であり、基本的には当事者間で対処するものではありませんが、当事者同士ではどうしても解決に至らず、住民間のトラブルに発展することがしばしばあります。そこで、まず品川区における迷惑行為によるトラブルなど現状はいかがでしょうか。また、迷惑行為への対応と課題について、それぞれお答えください。

質問の2点目は、(仮称)品川区迷惑防止条例の制定についてです。4年前、迷惑行為による住民トラブルについてご相談を受けました。戸建て住宅が密集する地域で、その中の1軒が数十羽のハトを飼っていますが、その飼い方は非常に劣悪な環境の中でほぼ放置状態。周辺は、夏になるとふんなどによる悪臭とともに、ハト小屋のブロック塀に無数のゴキブリがはいずり、現在はネズミが発生するなど、近隣住民に被害が出ています。

これまで近隣住民同士で署名を集め、直接当該住人に改善を求めてきましたが、全く対応する気配がなく、町会に相談したり、内容証明を送ったり、方々手を尽くしましたが、話は一向に進みません。最後は法的手段ですが、弁護士費用がかかるためどうすることもできず、被害を受けている近隣住民は途方に暮れる状態でした。

そこで、生活衛生課や環境課に対処を依頼し、当該住民へ電話や訪問などアプローチをしていただきましたが、それでも事態は動きません。残念ながら、現在は具体的に対応できる条例や要綱があるわけではないため、当該住人に対しお願いする以上のことはできない状況だからです。

こうした問題について、他の自治体例を調べてみました。荒川区では、平成20年に健康生活阻害行為の防止について、区民の良好な生活環境の確保を目的に、良好な生活環境の確保に関する条例を制定しています。条文には、動物の飼養について、不良状態やふん尿の汚物の放置などをはじめ、廃棄物等により害虫やネズミの発生、ごみの不法投棄や悪臭などについて区民から申立てを受けたときは、条例に定めるところにより必要な措置を取るとしています。そして、荒川区生活環境審査会において審議の上、勧告・命令・立入調査・代執行・従わなかったときに公表するとなっており、罰則規定も設けております。

一方、動物愛護管理法第7条には、動物の所有者または占有者に対し、動物の愛護および管理に関する責任を十分に自覚して適正に飼養し、保管するように努めるとともに、動物が人の生命、身体もしくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、または人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならないとあります。まずは被害を受けている住民へ害虫の駆除等支援を求めます。また今後、区民の生活環境が良好に保全されるよう、行政の関与が必要とされる事案について適切な措置が取

れるよう、（仮称）品川区迷惑防止条例の制定を検討してはいかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長森澤恭子君登壇〕

○区長（森澤恭子君） この孝子議員の一般質問にお答えします。

私からは、ヤングケアラーに関するご質問のうち、実態や現在の取組、子育て世帯訪問支援事業の充実についてお答えします。

ヤングケアラーの子どもたちは、年齢や成長の度合いを超える重い責任や負担を背負い、本来、大人が担うと想定されている家族の介護や世話に日々追われています。誰にも相談できないまま、進路や夢を諦めざるを得ないなど非常に深刻な状況下にあり、こうした子どもたちの抱える悩みに寄り添い、その負担を軽減すべく、関係機関との連携の下、適切な支援につなげていくことが重要だと認識しております。

初めに、区における実態についてです。区立小中・義務教育学校の教職員を対象としたアンケート調査では、担任をしているクラスにヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と回答した割合は6.2%でした。また、ヤングケアラーに気づいた際に相談先がないことが本調査の中で課題として示されました。これを受け、区では令和5年4月から子ども家庭支援センターに2名のコーディネーターを配置し、関係機関や本人からの相談を受け付けております。このほか、国が示す支援策を十分に考慮し、補助金を活用しながら、子ども向けの実態調査を実施し、さらにSNSでの相談窓口の開設やピアサポートを展開しているところです。

次に、配食支援ですが、ヤングケアラーのいるご家庭への様々な支援のきっかけとしても有効な方法であると認識しております。子ども向けの実態調査の分析を進める中で、配食支援を含め、支援策の充実について検討をしております。

また、訪問支援は一部委託により実施します。ご家庭の状況変化に気づいた際に速やかに区に報告し、コーディネーターを中心に、関係機関と十分な情報共有が行える体制をつくり、対象のご家庭に必要な支援が確実に届くよう進めてまいります。

〔子ども未来部長柏原敦君登壇〕

○子ども未来部長（柏原敦君） 私からは、ヤングケアラー支援のうち、若者ケアラー等についてお答えいたします。

初めに、介護部門との連携についてです。区では、既に同居家族の個別具体的な状況を見ながら、適切なケアマネジメントを実施しているところですが、改めてヤングケアラー支援の充実に向けて、ケアマネジャー等を対象とした研修会を実施しております。研修の中では、国から発出された通知の紹介や事例検討を行っており、引き続き関係機関への啓発や意識醸成に努めてまいります。

次に、若者ケアラーについてです。ケア負担や責任が重くなる一方で、自身にとって就職など重大な選択をしなければならない年齢にあるケアラーへの支援については、その必要性を強く認識しているところです。現在、コーディネーターやSNSを通じた相談においては、おおむね30代までの年齢層からの相談も受け付けております。調査の形式にこだわらず、相談の場面やピアサポートなどを通じて、個々の若者ケアラーの置かれている状況やニーズを的確に把握し、必要な支援につなげてまいります。

〔福祉部長今井裕美君登壇〕

○福祉部長（今井裕美君） 私からは、高齢者の孤食対策についてお答えします。

初めに、第九期介護保険事業計画策定に際し、65歳から74歳の高齢者を対象に実施したニーズ調査において、「どなたかと食事をとる機会がありますか」との設問では、「ある」との回答は84.5%であった一方、「年に何度かある」、「ほとんどない」と回答した方は15.1%でした。

区では、高齢者の社会参加を支援する外出習慣化事業の中で、コロナ禍により一時中断しておりました栄養講話とともに、食事を提供する共食の場——どなたかと食事を共にする場を再開いたしております。また、地域では町会や高齢者クラブの見守り活動において食事を提供する活動もごございます。引き続き、区の栄養改善や食への意識を啓発する事業において、孤食との関わりを意識しつつ推進するとともに、地域の活動を支援してまいります。

次に、孤食対策として、都では食を通じた高齢者の居場所づくりを目的に、T O K Y O長寿ふれあい食堂推進事業を開始いたしました。この事業は、地域の住民等が主体となって実施する会食活動を育成・支援するものです。区では、高齢者多世代交流支援施設ゆうゆうプラザや西大井いきいきセンターにおいて、多世代や高齢者を対象とした食堂を不定期で開催しております。都の事業を活用したシニア食堂の実施につきましては、希望する自主グループへの支援の在り方も踏まえ、引き続き検証してまいります。

今後は、孤独・孤立対策事業を推進する中で、孤食を課題の一つとして取り組むとともに、高齢者の価値観や生活様式の多様化に対応した高齢者の社会参加やフレイル予防の推進に向けた基盤を整備してまいります。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） 私からは、子どもの歯の健康についてお答えいたします。

初めに、児童・生徒の歯の健康状態についてです。歯周疾患は年齢とともに増加し、品川区においても、7年生から歯周疾患および要観察者が増える傾向にあると認識しております。そのため、低年齢からの継続的な歯磨き等による予防が重要と考えております。

歯周疾患および要観察者への対策についてですが、毎年、年1回実施する学校の健康診断で歯周疾患と診断された方には歯科の受診を勧奨し、受診結果の報告をいただいております。要観察と診断された方には、全体的な歯肉炎に移行しないよう家庭で生活習慣を整えていただくことや、歯科医による指導を受けることを勧めております。なお、学校においては、全学年で歯磨き指導を行っており、引き続き児童・生徒の虫歯や歯周病の予防に努めてまいります。

次に、児童・生徒の歯列・咬合異常に対する支援についてです。歯並びやかみ合わせの改善は、歯周疾患の予防にもつながるなど、生涯にわたり歯や口の健康を保つために重要と考えます。一方、歯科矯正は、先天性疾患等に起因する歯列・咬合異常の治療に係る歯科矯正については保険が適用される場合がありますが、その他については審美的な要素を含むものとの線引きが難しい実態があります。こうした保険適用外の治療への支援につきましては、国等の議論を注視しつつ、今後、調査研究してまいります。

〔品川区保健所長阿部敦子君登壇〕

○品川区保健所長（阿部敦子君） 私からは、生活環境保全のための迷惑防止対策についてお答えいたします。

初めに、生活環境が損なわれる迷惑行為については、夜間・早朝の生活騒音や、樹木、草木の手入れ不足などには規制基準がないことから、多くの場合、発生源に対し対応を促す働きかけを行っているところでございます。働きかけの際は、住みよいまちづくりの観点から、以後の住民同士の人間関係が悪

化しないよう、また苦情が再発しないよう、細心の注意をもって対応しておりますが、どうしても対応期間が長期化してしまうことが課題となっております。地域の皆様が安心して住み続けられるよう、引き続き粘り強く取り組んでまいります。

次に、（仮称）品川区迷惑防止条例の制定についてです。まず、動物の飼育に関する対応については、近隣からの鳴き声や悪臭などの通報を端緒として飼い主が特定できる場合には、飼育環境が悪化しないよう必要に応じた見守りと助言・指導を行っております。

動物の飼育を含め、生活環境に関わる近隣トラブルの事例につきましては、関係法令に従った上で原因となっている事象の改善を求めてまいります。民法に規定されている相隣関係に関する問題や、法令に規制のない様々な近隣トラブルなど民民の問題に関するものは、行政による介入は困難なものと認識しております。

こうした現状を踏まえ、現時点で条例制定の考えはございませんが、法令違反として直接的な指導が困難な場合には、被害を受けている方に対し、今後どのような方法で必要な支援が行えるか、関係法令との整合性を含め研究してまいります。

○副議長（あくつ広王君） 以上でこんの孝子君の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。区長から、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分報告6件、監査委員から、令和5年8月および9月各月末日現在における出納検査の結果について、特別区人事委員会から、職員の給与等に関する報告および勧告、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、お手元に配付してあります。

なお、特別区人事委員会から提出されました職員の給与等に関する報告および勧告につきましては、10月11日付をもって既に皆様のお手元に配布済みであります。

次に、日程第2から日程第18までの17件を一括議題に供します。

日程第2

第77号議案 品川区組織条例の一部を改正する条例

日程第3

第78号議案 品川区地域センターの設置に関する条例の一部を改正する条例

日程第4

第79号議案 品川区立区民集会所条例の一部を改正する条例

日程第5

第80号議案 品川区児童相談所設置条例

日程第6

第81号議案 品川区立保育所条例の一部を改正する条例

日程第7

第82号議案 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第8

第83号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第9

第84号議案 品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

日程第10

第85号議案 浜川小学校校舎・幼稚園園舎改築その他工事請負契約の変更について

日程第11

第86号議案 指定管理者の指定について

日程第12

第87号議案 指定管理者の指定について

日程第13

第88号議案 指定管理者の指定について

日程第14

第89号議案 指定管理者の指定について

日程第15

第90号議案 指定管理者の指定について

日程第16

第91号議案 診療報酬等の返還請求に関する民事訴訟の提起について

日程第17

第92号議案 児童用机他の買入れについて

日程第18

第93号議案 スチームコンベクションオープン他の買入れについて

○副議長（あくつ広王君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第77号議案、品川区組織条例の一部を改正する条例について。

本案は、コロナ禍で生じた新たな課題ならびに人々の暮らしおよび価値観の多様化に対応するとともに、「区民の幸福（しあわせ）」、すなわち「ウェルビーイング」の実現に向けた新たな施策を積極的に展開していくため、組織を再編するものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、「区民の幸福（しあわせ）」につながる施策を迅速かつ強力に推進するため、官房系組織である「企画部」および「総務部」を「企画経営部」および「区長室」に再編するものであります。

第2に、品川区の観光施策をさらに推進するため、「文化スポーツ振興部」の名称を「文化観光スポーツ振興部」に変更するものであります。

第3に、令和6年10月に児童相談所が開設されることに伴い、「子ども未来部」の分掌事務に「児童相談所に関すること」を追加するものであります。

第4に、新型コロナウイルス感染症に係る対応を踏まえ、地域医療連携体制をさらに強化するため、「健康推進部」の分掌事務に「地域医療連携に関すること」を追加するものであります。

第5に、地域交通施策のさらなる強化等を図るため、「防災まちづくり部」の分掌事務に「地域交通に関すること」を追加するものであります。

本条例は、令和6年4月1日から施行し、児童相談所に関する分掌事務の追加に係る改正規定は、同年10月1日から施行するものであります。

次に、第78号議案、品川区地域センターの設置に関する条例の一部を改正する条例および第79号議案、品川区立区民集会所条例の一部を改正する条例について。

両案は、大井第三地域センターおよび大井第三区民集会所について、地域防災力の強化や施設の機能性向上を図るため、施設の位置を「西大井四丁目1番8号」から「西大井二丁目10番3号」に改めるものであります。

両条例は、令和6年2月26日から施行するものであります。

次に、第80号議案、品川区児童相談所設置条例について。

本案は、全ての子どもの権利の保障および最善の利益を実現するため、「品川区児童相談所」を「北品川三丁目10番9号」に設置するものであります。

本条例は、令和6年10月1日から施行するものであります。

次に、第81号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例について。

本案は、保育所の移転等をするに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、「一本橋保育園」について、園舎の改築工事の竣工に伴い、同保育園を現在の荏原第四中学校跡地の仮園舎から改築後の園舎に移転するものであります。

第2に、「ほうさん保育園」について、開設期間の満了に伴い、廃止するものであります。

本条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、第82号議案、品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第83号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、国民健康保険法等が改正されたことに伴い、産前産後期間の被保険者等に係る保険料の減額措置を定めるほか、規定を整備するものであります。

本条例は、令和6年1月1日から施行するものであります。

次に、第84号議案、品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例について。

本案は、いじめの防止等のための対策を効果的に推進するため、教育委員会の附属機関である品川区いじめ対策委員会において、重大事態発生時の事実関係等に関する調査審議に係る体制を拡充するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第85号議案、浜川小学校校舎・幼稚園園舎改築その他工事請負契約の変更について。

本案は、令和2年第2回定例会で本契約の議決をいただき、令和5年第1回定例会で契約変更の報告をいたしました浜川小学校校舎・幼稚園園舎改築その他工事請負契約におきまして、賃金水準および物価水準に変動が生じたことから、工事請負契約書契約条項第25条第6項のいわゆる「インフレスライド条項」に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を61億149万1,000円から61億3,088万3,000円に改めるものであります。

次に、第86号議案、指定管理者の指定について。

本案は、ぷりすくーる西五反田の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、社会福祉法人福栄会で、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

次に、第87号議案、指定管理者の指定について。

本案は、心身障害者福祉会館の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、社会福祉法人品川総合福祉センターで、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

次に、第88号議案、指定管理者の指定について。

本案は、上大崎つばさの家の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、社会福祉法人げんきで、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

次に、第89号議案、指定管理者の指定について。

本案は、発達障害者支援施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、社会福祉法人げんきで、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

次に、第90号議案、指定管理者の指定について。

本案は、平塚高齢者多世代交流支援施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、社会福祉法人福栄会で、指定期間は、令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間であります。

次に、第91号議案、診療報酬等の返還請求に関する民事訴訟の提起について。

本案は、埼玉県三郷市にある病院の開設者が、厚生労働省の病院の施設基準等に係る適時調査の結果、平成28年6月から令和2年1月までの間、施設基準を満たさずに入院診療を行い、不当に診療報酬等を受領していたことが明らかになったことから、区は、これらの返還を求める民事訴訟を提起するものであります。

訴訟の相手方は病院の開設者で、訴訟の目的の価額は1,821万4,921円であります。

次に、第92号議案、児童用机他の買入れについて。

本案は、浜川小学校新校舎竣工に伴い、当該学校において使用する児童用机、児童用椅子、キャビネット等の運営用製品の買入れを行うものであります。

種類および数量は学校運営用製品一式で、購入価格は9,966万円、契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約の相手方は、品川区大井一丁目53番9号、株式会社マルエー代表取締役、松本光徳で、支出科目は令和5年度一般会計、納期は令和6年3月28日であります。

次に、第93号議案、スチームコンベクションオープン他の買入れについて。

本案は、先ほどご説明いたしました浜川小学校新校舎竣工に伴い、当該学校において使用するスチームコンベクションオープン、給食冷却機、食器洗浄機等の給食業務用製品の買入れを行うものであります。

種類および数量は学校給食業務用製品一式で、購入価格は7,695万8,640円、契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約の相手方は、品川区西五反田四丁目17番8号、株式会社内海代表取締役社長、矢野龍太郎で、支出科目は令和5年度一般会計、納期は令和6年3月28日であります。

以上で17号議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださ

いますようお願い申し上げます。

○副議長（あくつ広王君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（あくつ広王君） 質疑なしと認めます。

日程第2、日程第10、日程第17および日程第18の4件につきましては総務委員会に、日程第3および日程第4の2件につきましては区民委員会に、日程第5から日程第7まで、日程第9および日程第11の5件につきましては文教委員会に、日程第8および日程第12から日程第16までの6件につきましては厚生委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第19を議題に供します。

日程第19

第76号議案 令和5年度品川区一般会計補正予算

○副議長（あくつ広王君） 本件について説明願います。

〔副区長新井康君登壇〕

○副区長（新井康君） 第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、長期化する物価高騰により影響を受けている事業者への支援を中心とした経費を編成するものでございます。

補正額は、歳入歳出ともに14億435万9,000円を減額し、総額を2,005億9,214万5,000円とするものであります。

その内訳は、物価高騰対策等に1億9,564万1,000円の追加および工事の期間延伸により令和5年度の工事額16億円を減額するものであります。

まず、歳入、第18款繰越金は、1億9,564万1,000円を増額するものであります。

第19款諸収入は16億円の減額で、排水施設建設受託収入の減であります。

続いて、歳出、第4款衛生費は2,640万円の増額で、公衆浴場物価高騰対策支援金の新規計上であります。

第5款産業経済費は1億5,185万9,000円の増額で、省エネルギー対策設備更新助成金の追加および運送事業者等燃料費高騰対策支援金の新規計上であります。

第6款土木費は15億8,900万円の減額で、第二戸越幹線整備工事の減額および住宅確保要配慮者入居促進事業協力金の追加であります。

第7款教育費は638万2,000円の増額で、国立・私立特別支援学校給食費補助およびマイスクール西大井開設準備経費の新規計上であります。

次に、債務負担行為は、第二戸越幹線整備工事の追加であります。

以上で第76号議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（あくつ広王君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（あくつ広王君） 質疑なしと認めます。

日程第19の歳出予算等の補正につきましては所管の常任委員会に、総合審査につきましては総務委員

会に付託いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（あくつ広王君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題に供します。

追加日程第1

第94号議案 指定管理者の指定について

○議長（あくつ広王君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第94号議案、指定管理者の指定について。

本案は、品川健康センターおよび荏原健康センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズ共同事業体で、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

以上で本議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（あくつ広王君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（あくつ広王君） 質疑なしと認めます。

追加日程第1につきましては、厚生委員会に付託いたします。

次に、日程第20を議題に供します。

日程第20

請願・陳情の付託

○副議長（あくつ広王君） 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会および議会運営委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

11月27日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（あくつ広王君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は11月28日午前10時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後3時22分散会

議 長	渡辺 ゆういち
副議長	あくつ 広 王
署名人	まつざわ 和昌
同	筒井 ようすけ